# 佐倉市業務継続計画 【震災編】

令和3年1月 改定 佐 倉 市

# 【 目次 【】

第1章	総論						
1	佐倉市業務継続計画【震災編】策定の背景と目的	•	•	•	•	•	1
2	業務継続計画とは	•	•	•	•	•	1
3	業務継続計画の対象とする業務	•	•	•	•	•	2
4	業務継続計画と地域防災計画との関係	•	•	•	•	•	3
5	業務継続計画策定の効果	•	•	•	•	•	4
6	本計画の基本方針	•	•	•	•	•	5
第2章	想定地震と被害想定						
1	想定地震	•	•	•	•	•	6
2	被害想定	•	•	•	•	•	7
第3章	市の体制と非常時優先業務						
1	配備体制及び災害対策本部	•	•	•	•	•	11
2	職務・権限の代理	•	•	•	•	•	17
3	職員の確保	•	•	•	•	•	18
4	非常時優先業務	•	•	•	•	•	22
第4章	執務環境・資源						
1	市の課題及び対策等に関する基本的な考え方	•	•	•	•	•	73
2	執務環境・資源の整理	•	•	•	•	•	73
第5章	業務継続体制の継続的な改善						
1	各所属における教育の実施	•	•	•	•	•	86
2	訓練の実施	•	•	•	•	•	87
3	業務継続計画の見直し	•	•	•	•	•	88

### ◆策定/改定

区 分	策定/改定年月	備考
策定	平成30年3月	
改定	令和 3年1月	

### 1 佐倉市業務継続計画【震災編】策定の背景と目的

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、東日本大震災等の過去の大規模災害でもみられたように、地方公共 団体自身が被災することで、行政機能が低下し、または失われる深刻な事態に陥るこ とも想定され、本市自らの責務を果たしていくためには、行政機能の継続性の確保に 向けて、適切に対応していくことが、喫緊の課題となっている。

また、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、30年間で70%と推定されており、東京湾北部地震が発生した場合、本市では最大震度6弱の揺れにより、甚大な人的・物的被害が起こることが想定され、防災・減災対策が急務となっている。

このような背景を踏まえ、大規模な地震の発生により、市役所機能が低下する中にあっても、迅速かつ適切に災害対応業務を開始するとともに、可能な限り早期に通常業務を復旧させることにより、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的として、「佐倉市業務継続計画【震災編】」(以下、「本計画」という。)を策定する。

### 2 業務継続計画とは

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

### 3 業務継続計画の対象とする業務

大規模な地震が発生した際に、本市は、あらかじめ定めた佐倉市地域防災計画に則して、災害応急活動や災害復旧活動を実施していくとともに、市民生活に必要不可欠な行政サービスを提供していくことが求められる。

具体的には、図1にあるように、災害応急業務や災害復旧・復興業務(以下、「応急・復旧業務」という。)に加えて、地震の影響により利用できる資源(ヒト、モノ、情報、ライフライン等)が制約を受ける状況においても、継続する優先度が高い通常業務(以下、「優先的通常業務」という。)の2つの業務(以下、「非常時優先業務」という。)を迅速かつ適切に実施していくことが求められる。

なお、発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先 的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非 常時優先業務の実施に支障とならない範囲で業務を継続することとする。

災害予防業務 地 域 災害応急業務 業務継続計 防 災計 災害復旧・復興業務 災害復旧・復興業務 画 画 優先度が高いもの 優先度が低いもの (非常時優先業務) 通常業務 通常業務 優先度が高いもの 優先度が低いもの

図1 業務継続計画の対象とする業務

### 4 業務継続計画と地域防災計画との関係

佐倉市地域防災計画の下位計画として本計画を位置づけ、整合性を図る。なお、本計画と佐倉市地域防災計画との違いは、次のとおりである。

349 <b>(</b> )	- 佐倉川地域例火山画とり建いる、	
	佐倉市業務継続計画 【震災編】	佐倉市地域防災計画
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある 状況下であっても、非常時優先 業務を目標とする時間・時期ま でに実施できるようにする(実 効性の確保)ための計画である。	災害対策基本法に基づき、発災 時又は事前に実施すべき災害対 策に係る実施事項や役割分担等 を規定するための計画である。
策定	佐倉市	佐倉市防災会議
実施主体	佐倉市	佐倉市、防災関係機関(自衛隊、 警察、消防、指定地方公共団体 等)、事業者、市民等
行政の被災	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	市内の人的及び物的被害は予測しているが、行政自体の被害は、想定しない。 (ただし、「業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保」等については、地域防災計画に定める必要がある。)
対象業務	非常時優先業務を対象とする。 (地域防災計画に定める災害応 急対策業務や復旧・復興業務だ けでなく、優先度の高い通常業 務も対象とする。)	災害対策の業務(予防対策業務、 災害応急対策業務、復旧・復興 業務)を対象とする。
業務開始 目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始 目標時間を定める必要がある。 (必要資源を確保し、目標とす る時間までに、非常時優先業務 を開始・再開する。)	業務開始目標時間は、必ずしも 記載する必要はない。
業務に従事す る職員の水・ 食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、 トイレ等の確保について検討の うえ、記載する必要がある。	業務に従事する職員の水・食料、 トイレ等の確保にかかる記載 は、必ずしも記載する必要はな い。

また、本計画は、佐倉市 ICT 部門の業務継続計画<初動版>、佐倉市下水道 BCP 等との整合性を図るものとする。

### 5 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものになる。被害状況の確認等、発災直後から図2のように非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生するが、 それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

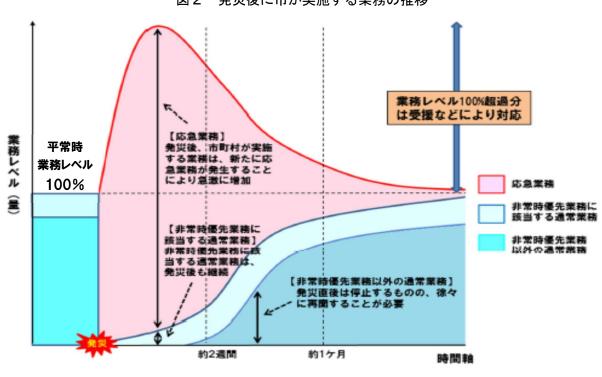


図2 発災後に市が実施する業務の推移

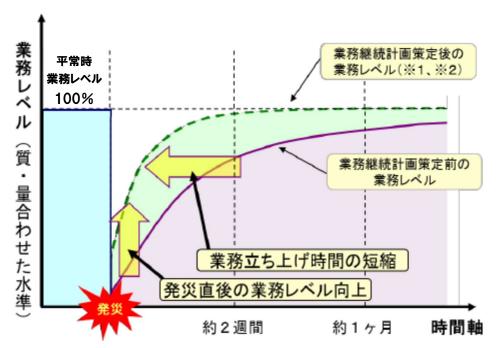
※ 時間の経過とともに「応急業務」は縮小していくが、図2に記載されている以外の復 旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

業務継続計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優 先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、図3のように、地域防災計画等では必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である市職員の睡眠や休憩、一時帰宅等、安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



- ※1 業務継続計画の策定により、資源の制約がある状況下においても非被災地からの 応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と 相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能とな る。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

### 6 本計画の基本方針

大規模災害時においては、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- ○災害発生時においては、住民の生命、身体及び財産等の保護を図るため、佐倉 市地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先に実施する。
- ○災害発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点をおくことになるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は、積極的に休止・縮小を行う。
- ○イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- ○非常時優先業務に必要とされる資源(人、物、情報等)を効果的に確保及び配分することにより、行政機能を維持する。

# 想定地震と被害想定

本市では、平成19年度千葉県地震被害想定調査をもとに平成24年度に「佐倉市 防災アセスメント調査」を実施した。

「佐倉市防災アセスメント調査」では、東京湾北部地震を想定地震とし、地震動、 液状化、建物の被害、土木構造物やライフラインの被害状況、火災の発生等を予測し た。以下にその概要を記載する。

### 1 想定地震

本計画においては、東京湾北部地震を想定地震とする。

震 源:東京湾北西部

規 模:マグニチュード7.3

時季時刻:冬の18時

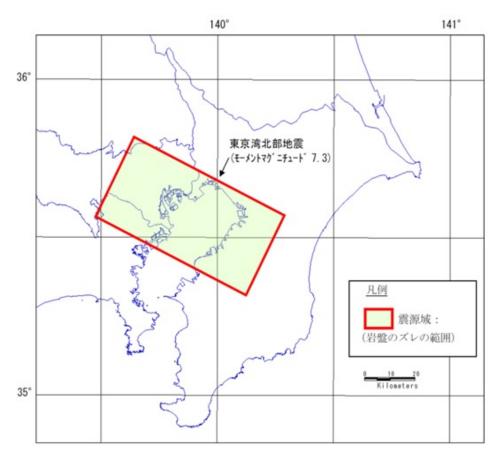


図4 東京湾北部地震の震源域

### 2 被害想定

### (1) 震度予測

東京湾北部地震による佐倉市内の地震動の強さは、震度5強から震度6弱と 予測され、市の西側を中心に、市内の半分程度が震度6弱という予測結果となっている。

なお、本計画においては、佐倉市役所に設置してある震度計により、震度 6 弱の揺れを観測したものと想定する。

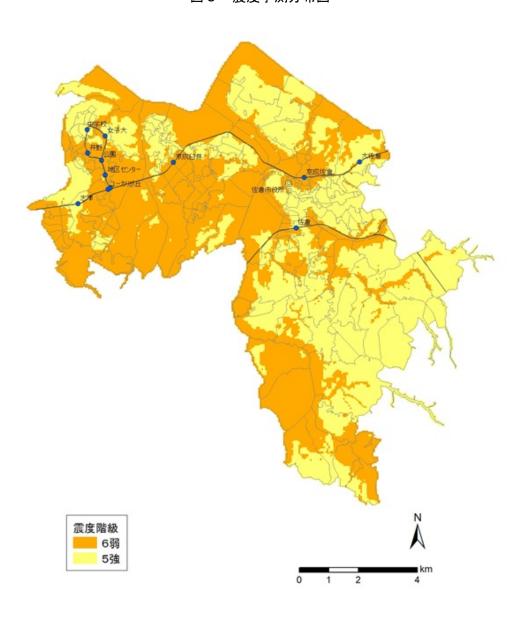


図 5 震度予測分布図

### (2)被害予測の概要

### ①建物被害

東京湾北部地震における要因別建物被害予測は、次のとおりである。

	全建物棟数	全壊棟数(率)	半壊棟数(率)	全半壊棟数(率)
揺れ		553 ( 0.9%)	4,183 ( 7.2%)	4,735 ( 8.1%)
液状化		10 ( 0.0%)	49 ( 0.1%)	59 ( 0.1%)
急傾斜地崩壊		25 ( 0.0%)	59 ( 0.1%)	84 ( 0.1%)
合 計	58,434	588 ( 1.0%)	4,291 ( 7.3%)	4,878 ( 8.3%)

- ※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。
- ※ 「佐倉市防災アセスメント調査」では、急傾斜地崩壊による建物被害予測を戸数単位 で行っているが、「戸数=棟数」と仮定して記載する。
- ※ 揺れ及び液状化による建物被害は、固定資産税台帳データより予測したものになる。
- ※ 住宅・土地統計調査 (平成30年度)では、住宅総数68,300棟となっており、住宅・ 土地統計調査 (平成30年度)に基づき、建物被害の予測を行った場合、被害建物数 は増加する可能性がある。

### ②ライフライン等被害

東京湾北部地震におけるライフライン等被害予測は、次のとおりである。

上水道	管路総延長 763.5km 中				
	被害箇所数合計 204 箇所 被害率 0.27 箇所/km				
	断水世帯数 45,360 世帯				
下水道	総延長 623.5km 中				
	被害延長合計 13.4km 被害率 2.1%				
電力	電柱総本数 28,789 本中				
	被害本数合計 76 本 被害率 0.26%				
	停電世帯数 1,672 世帯				
ガス	震度5強が予想される地域:2.5%~12.2%のガス停止率				
	震度6弱が予想される地域:17.6%~63.5%のガス停止率				
震災廃棄物	合計 219,396 トン				

### ③人的被害

東京湾北部地震における要因別の人的被害の予測は、次のとおりである。

	項目		人的被害数
死者合計			38 人
	建物被害による死者		35 人
	火災による死者		0人
	急傾斜地崩壊による死者		2 人
負傷者合計			670 人
	建物被害による負傷者		664 人
		うち重傷者	10 人
	火災による負傷者		4 人
		うち重傷者	1人
	急傾斜地崩壊による負傷	2 人	
		うち重傷者	1人

- ※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。
- ※ 急傾斜地崩壊による人的被害予測は、「戸数 = 棟数」としたうえで、平成26・27 年度千葉県地震被害想定調査の手法を用いて算出した。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査における算出手法は、次のとおりである。

- ・死傷者数= 0.098 × 急傾斜地崩壊による全壊棟数 × 0.7 × 木造建物内滞留率\*
- 負傷者数= 1.25 × 死者数
- ・重傷者数= 負傷者数 ÷ 2\*

※佐倉市では木造建物内滞留人口を算出していないため考慮しないこととする。

※重傷者数は負傷者数の半分とする。

### 4避難者数

東京湾北部地震における地区別の避難人口予測は、次のとおりである。

111. P 4	避難人口(人)			うち避難所生活者(人)			うち疎開者(人)			
地区名	1日後	4日後	1月後	1日後	4日後	1月後	1日後	4日後	1月後	
佐倉地区	5,519	2,556	1,286	3,587	1,661	836	1,931	895	450	
臼井地区	5,783	2,649	1,305	3,759	1,722	848	2,024	927	457	
志津地区	14,226	6,799	3,616	9,247	4,419	2,350	4,979	2,380	1,266	
根郷地区	4,471	1,944	862	2,906	1,264	560	1,565	681	302	
和田地区	344	136	46	224	88	30	121	47	16	
弥富地区	347	178	106	225	116	69	121	62	37	
千代田地区	2,316	1,258	805	1,506	818	523	811	440	282	
合計	33,006	15,520	8,026	21,454	10,088	5,217	11,552	5,432	2,809	

- ※ 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。
- ※ 疎開者とは、親類等を頼る等、避難所以外へ避難する人である。

### 5帰宅困難者数

東京湾北部地震における佐倉市内で発生する住民以外の滞留帰宅困難者予測は、次のとおりである。

なお、下表の予測数は、他市町村で帰宅困難となった後に、徒歩等により佐 倉市内を通過する帰宅困難者数は含んでおらず、佐倉市内における帰宅困難者 数は、7,631人以上となる可能性がある。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
佐倉市内							
に通勤・							
通学する	6,612 人	209 人	512 人	141 人	91 人	67 人	7,631 人
他市町村							
住民							

<sup>※</sup> 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

また、東京湾北部地震において、佐倉市民の周辺他市町村における帰宅困難者予測は、次のとおりである。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県	その他	合計
他市町村							
に通勤・							
通学する	14,897 人	236 人	18,403 人	461 人	507 人	198 人	34,702 人
市民							

<sup>※</sup> 合計は、小数点以下四捨五入の関係で合わない場合がある。

# 市の体制と非常時優先業務

### 1 配備体制及び災害対策本部

配備体制及び災害対策本部については、大地震が発生した場合、被害の拡大を防止 し、迅速かつ的確に災害応急活動を実施することを目的に、佐倉市地域防災計画にお いて、次のように定めている。

### (1) 配備体制及び災害対策本部設置基準

地震が発生した際、震度に応じ、自動的に配備体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。

中央部で設置する。									
配備体制	内 容								
	■ 地震情報の収集を行う								
	■ 第1配備職員は職場又は自宅待機								
第1配備	■ その他の職員は連絡の取れる体制をと								
	る								
	■ 第2配備職員は登庁し、被害状況の把								
	握及び災害対応にあたる								
笠 9 配借	■ 避難所長及び副避難所長は、避難所の								
为 Z 自LT闸	安全確認を行う								
	■ 支部長及び副支部長は、支部へ参集し、								
	情報収集にあたる								
	■ 災害対策本部の自動設置								
	■ 第3又は第4配備職員は登庁し、災害								
	対応にあたる								
第3配備 又は	■ 避難所長及び副避難所長は、避難所の								
	安全確認を行う								
第4配備	■ 支部長及び副支部長は、支部へ参集し、								
	情報収集にあたる								
	■ 本部付き職員は災害対策本部(危機管								
	理室)へ参集し、本部事務にあたる								
	■ 災害対策本部の自動設置								
	■ 第5配備職員は登庁し、災害対応にあ								
第5配借	たる								
	■ 避難所配備職員及び支部配備職員は、								
(水市金川田川州平町)	各避難所又は各支部へ参集し、開設								
	■ 本部付き職員は災害対策本部(危機管								
	理室)へ参集し、本部事務にあたる								
	配 備 体 制 - 第1配備 第2配備 第3配備 又は								

### 表 1 地震災害発生時の配備一覧表

Japa	ala	衣 1 地层火音光生时仍自	本部記	<b>衣</b> 设置前 :制	本部設置後体制			
部	班	課名	第1	第2	第3	第4	第5	
			配備	配備	配備	配備	配備	
危機管理室	防災班	危機管理室	0	•	•	•	•	
	秘書班	秘書課			0	•	•	
企	₩www.emyov.rtr	企画政策課			0	0	•	
 企画政策部	物資需給班	地域創生課			0	0	•	
策部	財政班	財政課			0	0	•	
	広報班	広報課	0	0	0	•	•	
	√√ √√ √√ τΠ τ l τ	行政管理課			0	0	•	
4/12	総務管理班	人事課			0	0	•	
総務部	システム復旧班	情報システム課			0	•	•	
削	契約班	契約検査室			0	0	•	
İ	会計班	会計室			0	0	•	
	財政班	財政課			0	0	•	
財	税務班	市民税課			0	0	•	
財政部		資産税課			0	0	•	
		債権管理課			0	0	•	
	市民窓口班	市民課		0	0	0	•	
Ī	健康保険班	健康保険課		0	0	0	•	
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンタ ー・佐倉市パスポートセンター		Δ	0	0	•	
		自治人権推進課		Δ	0	•	•	
市民部		和田ふるさと館		Δ	0	•	•	
哥		千代田・染井野ふれあいセンター		Δ	0	•	•	
	市民生活班	志津コミュニティセンター		Δ	0	•	•	
		市民公益活動サポートセンター		Δ	0	•	•	
		ミレニアムセンター佐倉		Δ	0	•	•	
		消費生活センター		Δ	0	•	•	
		社会福祉課		0	0	•	•	
福	<u> </u>	高齢者福祉課		0	0	•	•	
福祉部	福祉班	介護保険課		0	0	•	•	
		障害福祉課		0	0	•	•	

<b>4</b> 0	班	<b>Эн</b> <i>(</i> 7		本部設置前 体制		本部設置後体制			
部	址	課名	第 1 配備	第 2 配備	第3 配備	第 4 配備	第 5 配備		
		健康増進課		Δ	0	0	•		
/ <del>/- -</del> -	医療防疫班	西部保健センター		Δ	0	0	•		
健康こども部		南部保健センター		Δ	0	0	•		
こど		子育て支援課		0	0	0	•		
も	児童福祉班	各保育園		Δ	0	0	•		
"		児童青少年課		Δ	0	0	•		
	体育施設班	生涯スポーツ課			0	0	•		
産	農政対策班	農政課		0	0	•	•		
産業振興	辰以刈泉虹 	草ぶえの丘		0	0	•	•		
部	商工対策班	産業振興課		0	0	•	•		
環接	環境対策班	生活環境課			0	•	•		
環境部	席棄物対策班	廃棄物対策課			0	•	•		
	土木班	土木管理課	0	0	•	•	•		
土木部		治水課	0	0	•	•	•		
部	道路班	道路維持課	0	0	•	•	•		
	担始班	道路建設課	0	0	•	•	•		
	計画班	都市計画課 指名された職員	0	0	•	•	•		
	公園緑地班	公園緑地課	0	0					
都			0	0					
市部	住宅班	住宅課 建築指導課							
一	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	0	0	•	•	•		
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	0	0	•	•	•		
資産管理経営室	管財班	資産管理経営室	0	0	0	0	•		
怪経営室	市有建築物班	資産管理経営室	0	0	0	0	•		

<b>公</b> (7	zir	課名	本部記	2 置前 制	本部設置後体制		体制
部	) <u>7</u> T	<b>                                     </b>	第 1 配備	第 2 配備	第3 配備	第 4 配備	第 5 配備
	教育管理班	教育総務課	0	0	0	•	•
		学務課		Δ	0	0	•
	   学校教育班	指導課		Δ	0	0	•
	子仪教育班	教育センター		Δ	0	0	•
数		各小中学校		Δ	0	0	•
教育委員会	社会教育班	社会教育課		Δ	0	0	•
<b> </b> 安 員	文化班	文化課		Δ	0	0	•
会	公民館班	各公民館		Δ	0	0	•
	幼稚園班	各幼稚園		Δ	0	0	•
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		Δ	0	0	•
	美術館班	市立美術館		Δ	0	0	•
	図書館班	各図書館		Δ	0	0	•
	議会事務局協力班	議会事務局			0	0	•
協力部	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			0	0	•
部	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			0	0	•
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			0	0	•
F		経営企画課	0	0	0	0	•
上下	※上下水道部の定め	給排水課	0	0	0	0	•
水道部	る配備体制による	維持管理課	0	0	0	0	•
哥		建設課	0	0	0	0	•
	支部	各支部	0	0	0	0	•
	避難所	各指定避難所	0	0	0	0	•

- ※ ○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁
  - ●…班に所属する全職員が登庁
  - △…出先機関の施設管理者(指定管理者含む)及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資 集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁
- ※ 兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

### (2) 災害対策本部組織及び災害対策本部会議

佐倉市役所敷地内に設置している震度計で、震度5強以上の地震動を観測した場合、災害対策本部を自動設置し、災害対策本部会議を開催する。

図 6 佐倉市災害対策本部組織図

	本部長	市長	] ] [		企画政策部
	副本部長	副市長	]		総務部
		教育長、上下水道事業管理者			財政部
		危機管理室長、企画政策部長、			市民部
		総務部長、財政部長、市民部			福祉部
		長、福祉部長、健康こども部			健康こども部
		長、産業振興部長、環境部長、			産業振興部
	本部員	土木部長、都市部長、議会事			環境部
		務局長、会計管理者、資産管			土木部
災		理経営室長			都市部
害		佐倉市八街市酒々井町消防組			危機管理室
対 策		合消防長			資産管理経営室
本部		本部長が認めるその他職員			教育委員会
会		本部長は、必要に応じ、次の			上下水道部
議		ような関係機関から職員等の			協力部
		出席を求める。			(議会事務局)
		・自衛隊			(監査委員事務局)
		•千葉県警察佐倉警察署			(選挙管理委員会事
	本部派遣   職員	•佐倉市消防団			務局)
	,,,,,	•印旛市郡医師会			(農業委員会事務局)
		•印旛郡市歯科医師会			支部
		•佐倉市薬剤師会			避難所
		•社会福祉法人佐倉市社会福	[		水防班
		祉協議会		_	
災害	対策本部	危機管理室職員及び本部付き			
事	<b>事務局</b>	職員			

### (3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くもの とし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理室に 置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局 を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちか ら代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

### 2 職務・権限の代理

### (1) 災害対策本部における災害対策本部長(市長)の職務・権限の代理

災害対策本部長(市長)不在時、又は災害対策本部長(市長)に事故がある場合における災害対策本部長の職務・権限を代理する者の順位は、佐倉市地域防災計画に基づき、次のとおりとする。

第1順位 副本部長(副市長)

第2順位 危機管理室長

第3順位 企画政策部長

### (2) 市長の職務代理者

大規模災害時であっても重要な意思決定等に支障が生じないよう、市長の職務を代理する者の順位は、「地方自治法」及び「市長の職務を代理する職員の順位に関する規則」に基づき、次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 企画政策部長

第3順位 総務部長

### (3)代決者

市長や教育長、上下水道事業管理者等に事故等があり不在の場合における事務の代決者については、「佐倉市事務決裁規程」や「佐倉市教育委員会事務処理規程」、「佐倉市上下水道部管理規程」等に準じるものとする。

### 3 職員の確保

### (1)職員の参集予測

夜間・休日等執務時間外に市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職 員は、あらかじめ指定された配備先に登庁する。

表2 参集の対象職員(令和2年5月末時点)

配備先	人数
災害対策本部	18人
災害対策本部事務局	18 人
災害対策本部付き	56 人
支部配備	18 人
避難所配備	349 人
所属配備	720 人
合 計	1,179 人

- ※ 任期付き職員、再任用職員及び育児休暇等休暇取得中の職員を含む。
- ※ 外部への派遣職員を除く。

【参考】 参集対象職員の自宅から配備先までの道のり(令和2年5月末時点)

	1.5km 以内	5.0km 以内	10.0km 以内	10.0km 超	合 計
災害対策本部	0 人	6 人	7人	5 人	18人
災害対策本部事務局	5 人	3 人	3 人	7人	18 人
災害対策本部付き	1人	1人	9 人	45 人	56 人
支部配備	8人	6 人	1人	3 人	18 人
避難所配備	143 人	130 人	39 人	37 人	349 人
所属配備	43 人	180 人	216 人	281 人	720 人
合 計	200 人	326 人	275 人	378 人	1,179 人

- ※ 道のりの算出にあたっては、インターネットのルート検索機能を用い、移動手段を 徒歩と設定した。
- ※ 参集対象職員 1,179 人のうち、624 人(52.9%)が、佐倉市内に居住している。
- ※ 参集対象職員 1,179 人のうち、1,064 人 (90.2%) が、配備先から 20km 以内に居 住している。

市内で震度6弱以上の地震が発生し、第5配備(非常登庁配備体制)となった場合に、参集可能な職員数を時系列で把握するため、全職員の自宅から配備 先までの実際の道のりをもとに、到着するまでの参集時間について、次の条件 で予測する。

- ア 徒歩で参集することを想定し、時速3kmで所要時間を算出。
- イ 安否確認や身支度等の準備時間として30分を計上。
- ウ 参集距離が 20km 以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集 不可と想定 (3 日目から計上)。
- エ 本人・家族の被災や救助等により、参集が困難な職員の割合を表3のように設定。

表3 参集が困難な職員の割合の設定

設定	~2 日(48 時間)	~3 日(72 時間)	~1 週間
参集対象	参集距離が20km未 満の職員		<b></b>
参集が困 難な職員 の割合**	30%:発災後直後の 負傷や混乱等	20%: 発災直後の混乱等(ただし、交通機関の復旧は進む)	2%:本人の死亡・ 重傷等

<sup>※「</sup>千葉県業務継続計画(震災編)」における設定と同一。

### (2) 予測結果

前述「(1)職員の参集予測」に基づき、参集予測を行った結果は、次のとおりである。

### ①災害対策本部(対象:18人)

	3 時間以内	6 時間以内	1日以内	3 日以内	1週間以内
参集人数	6 人	12 人	13 人	14 人	18 人
参 集 率	33.3%	66.7%	72.2%	77.8%	100.0%

### ②災害対策本部事務局・災害対策本部付き(対象:74人)

	3 時間以内	6 時間以内	1日以内	3 日以内	1週間以内
参集人数	8人	26 人	32 人	59 人	73 人
参 集 率	10.8%	35.1%	43.2%	79.7%	98.6%

### ③支部配備・避難所配備(対象:367人)

	3 時間以内	6 時間以内	1 目以内	3 日以内	1週間以内
参集人数	213 人	247 人	251 人	294 人	360 人
参 集 率	58.0%	67.3%	68.4%	80.1%	98.1%

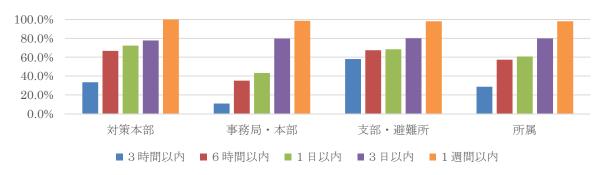
### 4)所属配備(対象:720人)

	3 時間以内	6 時間以内	1 日以内	3 日以内	1週間以内
参集人数	206 人	413 人	437 人	576 人	706 人
参 集 率	28.6%	57.4%	60.7%	80.0%	98.1%

### ⑤全参集対象職員(①~④合計)(対象:1,179人)

	3 時間以内	6 時間以内	1日以内	3 日以内	1週間以内
参集人数	433 人	698 人	733 人	943 人	1,157 人
参 集 率	36.7%	59.2%	62.2%	80.0%	98.1%

### 参集对象別参集率比較



### (3) 現状

参集人数はあくまでも予測であり、実際に災害が発生した場合には、予測通りの参集人数が確保できないことも予想される。

また、対応が長期化(「24時間対応」を含む。)する場合には、交代要員の 確保が必要となる。

【参考】阪神・淡路大震災における各自治体の参集状況	元の概要
---------------------------	------

	18時間後	42時間後	6 6 時間後
神戸市	4 1 %	約6割	約7割
芦屋市	4 2 %	5 2 %	6 0 %
西宮市	5 1 %	66%	6 9 %

<sup>((</sup>財) 消防科学総合センター「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」より)

### (4) 今後の検討事項

### 〇災害発生時における職員参集率の一層の向上

災害発生時に、職員が自らの職務を全うするためには、職員自身やその家族 が被災しないことが重要となることから、全職員は、平常時の取組みとして、 各家庭における防災対策(家具等の転倒・落下防止策の実施や家族との安否確 認方法の確認等)を推進する。

また、非常時の職員参集方法として自転車やバイクも有効な手段であるが、 大規模災害時は道路等の損壊等も予想されることから、参集時の安全確保について周知徹底する。

### ○横断的な応援体制の推進

限られた人員を有効に活用し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、部局等を超えた職員の活用を含めた体制の整備・推進に努める。

### ○職員の交代体制の構築と健康管理

業務継続体制を確立するためには、職員の交代体制を構築するとともに、定期的な健康管理・メンタルヘルスケア等について充実を図る。

なお、職員の交代体制の構築及び健康管理に関して、男女別休息スペース及び仮眠スペースの確保について検討を進めるものとする。

### 〇災害時受援計画の策定

大規模な災害が発生した場合、外部からの応援職員やボランティア等が災害 対応に加わることが想定される。今後、こうした外部からの人材を効果的に配 置するため、応援要請方法や応援受入体制、応援を要する業務等を取りまとめ た災害時受援計画を策定する。

### 4 非常時優先業務

### (1) 非常時優先業務の評価基準

「非常時優先業務」とは、単に重要な業務であるか否かというものではなく、 市民等の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを評価の基準として、災害発生時に限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続また は早期回復を実現しなければならない緊急性の高い業務であり、業務評価の目 安は、表4のとおりである。

表4 業務継続計画における非常時優先業務選定に関する目安

備考	●発災直後には、業務対応能力を確保するための業務や全庁 的の災害応急対策業務を優先 人命救助・救出(発災~72時間)			●発災直後には、業務対応能力 を確保するための業務や全庁 的の災害応急対策業務を優先 人・命教助・救出(発災~72時間) 画) 市民等の生命・生活や他機関 の活動に影響する、各部局で 最優先の災害応急対策業務や 継続すべき通常業務に着手			●避難所の自主運営体制の確立 及び避難所生活者への支援の 強化 ● (情報システムの部分的復旧 に伴う)通常業務の再開			●道路等社会インフラの早期復 旧支援など平常時の生活回復 支援			支援	●災害対応に関係がなく、緊急 性のない通常業務								
代表的業務例	◇災害対応の根幹となる体制の立ち上げ業務 ◇組織的な業務遂行に必須となる業務	◇被害の把握(被害情報の収集・伝達・共有)	今発災直後の火災等対策業務(消火、避難・避難誘導等)	<b>◇救助・救急体制の確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用)</b>	◇支部・避難所の開設	<b>今短期的・応急的な二次被害予防業務</b>	令市管理施設の応急復旧に係る業務	令衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動等)	◇災害対策活動体制の拡充に関する業務(応援受入れ体制等)	◇遺体の取り扱い業務(収集、保管、事務手続き等)	(	<b>◇社会的に重大な行事等の延期等調整業務(選挙等)</b>	◇避難生活の向上に係る業務	◇市街地の清掃に係る業務(ごみ・がれき処理等)	◇災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等)	<b>◇業務システムの再開等に係る業務</b>	今生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法関係業務等)	今産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工対策等)	<b>◇教育再開に係る業務</b>	<b>今金銭の支払い、支給に係る業務(契約、給与、補助費等)</b>	<b>◇窓口業務(届出受理、証明書発行等</b> )	◇その他の業務
該当業務区分	◆初動体制の確立	◆被災状況の把握	古	▼牧助・牧抜の)用炉	◆支部・避難所の開設			◆応急活動の開始			◆避難生活支援の開始	◆重大な行事の手続き	◆被災者への支援の	開始	◆他の業務の前提とな	る行政機能の回復		◆復旧・復興に係る業	務の開始・着手		◆窓口行政機能の回復	◆その他の行政機能の 回復
選定基準	発災後ただちに業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務			発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に相当な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。				発災後3日以内に業務に着手しな いと、市民の生命や生活、社会経 いと、市民の生命や生活、社会経 済活動等に相当な影響を及ぼすた め、限られた資源の中にあって も、早期に対策を講じることが必 要な業務。		発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。		(第o	発災後1週間は業務に着手せず、 応急・復旧業務に人員を優先する ことが望ましく、業務の中断が市 民生活・社会経済活動等に大きな 影響を及ぼさないと見込まれる業 務。									
業務開始目標時間	語 内 がる できる							日内公司 大学		1週間 日本		1週間以降										
優先度	$\alpha$			Ω <del></del>			B C		D													

### (2) 非常時優先業務の整理

非常時優先業務は、「応急・復旧業務」と「優先的通常業務」に区別されるが、災害発生時は、区分に係わらず、状況に応じて必要な業務を実施する。

### ①応急·復旧業務

	優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手						
共通事項							
被害状況報告に関っ	被害状況報告に関すること						
職員の動員及び参算	職員の動員及び参集人数報告に関すること						
企画政策部							
秘書班(秘書課)	本部長及び副本部長付の秘書に関すること						
	災害関係情報の広報及び報道機関との連絡調整に関すること						
広報班(広報課)	災害関係写真等の撮影及び記録、資料の整理に関すること						
総務部							
システム復旧班	各種システムの管理・復旧に関すること						
(情報システム課)	情報セキュリティーに関すること						
市民部							
	住民基本台帳に関すること						
	戸籍及び戸籍の附票に関すること						
市民窓口班(市民	出張所、派出所及び連絡所に関すること						
課)	来庁者に対する案内業務に関すること						
	埋火葬、改葬の許可及び死産届の受理に関すること						
健康保険班(健康	サウオルトスタール サマクト 明 トファ L						
保険課)	来庁者に対する案内業務に関すること						
出張所班(各出張	各施設の利用者の保護及び避難等に関すること						
所·派出所·市民	各施設の被害状況の集約・報告、警備及び応急対策に関すること						
サービスセンター)	支部の開設・運営の協力に関すること						
市民生活班(自治							
人権推進課•和田	   各施設の利用者の保護及び避難等に関すること						
ふるさと館・千代	THE REPORT OF THE PROPERTY OF						
田・染井野ふれあ							
いセンター・志津コ							
ミュニティセンタ	各施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること						
一•市民公益活動							
サポートセンター・							
ミレニアムセンター							
佐倉・消費生活セ	支部の開設・運営の協力に関すること						
ンター)							

	優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手
福祉部	
福祉班(社会福祉	
課・高齢者福祉	   地域福祉センター等の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関す
課・介護保険課・	ること
障害福祉課)	
健康こども部	
	救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること
	医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること
	救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること
増進課・西部保健	印旛健康福祉センターとの連絡に関すること
センター・南部保	健康管理センター及び保健センターの利用者の保護及び避難等に関す
健センター)	ること
	健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握・報告、警備及び
	応急対策に関すること
	各保育園、学童保育所、各老幼の館、児童センター、子育て支援センタ
て支援課・各保育	一等の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること
園・児童青少年	園児及び学童の保護及び避難等に関すること
課)	避難所(指定・臨時)の開設・運営に関すること
体育施設班(生涯	体育関係施設利用者の保護及び避難等に関すること
スポーツ課)	体育関係施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること
	THE TRANSPORT OF THE PROPERTY
	農政関係公共施設等への連絡調整に関すること
農政対策班(農政	施設の利用者の保護及び避難等に関すること
課・草ぶえの丘)	施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること
	商工業関係施設、観光施設等の連絡調整及び被害調査報告に関するこ
振興課)	٤
	1
環境対策班(生活	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関すること
環境課)	関係機関及び業者との連絡調整に関すること
	│ │ 印旛衛生施設管理組合 佐倉市、酒々井町清掃組合との連絡調整に関
廃棄物対策班(廃	すること
棄物対策課)	
_	
土木班(土木管理	急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域等の調査・応急対策及び関
	係者との連絡調整に関すること
	道路、橋梁等の被害調査・報告及び応急対策に関すること
道路班(道路維持	千葉県警察佐倉警察署との交通規制の相互連絡に関すること
課・道路建設課)	関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること

### 優先度 S: 【目標】発災から3時間以内に着手

### 危機管理室

佐倉市災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること

災害対策本部会議の開催及び庶務に関すること

佐倉市職員の動員及び各部の職員の参集状況の把握に関すること

災害対策本部との連絡及び災害対策活動に関する関係各部との連絡調整に関すること

各部の応援体制の調整・指示に関すること

県災害対策本部との連絡及び報告に関すること

災害対策活動に関する関係機関の連絡調整及び相互応援協力に関すること

気象注意報・警報等、地震情報及び災害情報の収集、伝達に関すること

避難準備情報・避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達に関すること

被害発生及び応急対策状況等の情報収集に関すること

避難者の避難状況の総括的掌握及び報告に関すること

災害・被害状況、災害対策活動状況等、関係情報全般の集約、記録の編集保存に関すること

佐倉市消防団活動に関すること

防災行政無線の運用・管理及び無線通信に関すること

帰宅困難者対策に関すること

上記以外の災害対策活動の連絡調整に関すること

その他、他部及び部内の各班に属さない事項に関すること

如内の浦紋調敷に関するとし

### 資産管理経営室

管財班(資産管理	   電話交換業務及び庁内放送に関すること
経営室)	电話父換表榜及び月内放送に関すること
市有建築物班(資	市有建築物の応急危険度判定に関すること
産管理経営室)	市有建築物の被害調査・報告及び応急修理に関すること

### 上下水道部

	部門の連絡調整に関すること
※上下水道部の	部内の庶務に関すること
定める配備体制に	上下水道業務の総合調整に関すること
よる	上水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること
	公共下水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関すること

	優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手		
教育委員会			
	教育委員会職員(県費負担職員を含む)の管理及び動員に関すること		
教育管理班(教育	部内の連絡調整及び庶務に関すること		
総務課)	学校教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
	学校教育施設の保全対策に対する指導及び指示に関すること		
	児童、生徒の避難監督に関すること		
学校教育班(学務	被災学校の休校処置及び応急教育対策に関すること		
課・指導課・教育セ	児童生徒及び保護者の被災状況調査及び報告に関すること		
ンター・各小中学	教職員の被災状況調査及び報告に関すること		
校)	避難所(指定)の開設・運営に関すること		
	災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること		
社会教育班(社会教育課)	社会教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
文化班(文化課)	文化財の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
公見給却(タ公見	公民館利用者の保護及び避難等に関すること		
公民館班(各公民	公民館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
<b>  館)</b> 	支部の開設・運営の協力に関すること		
/1144 EDITE ( /2 /1144	幼稚園施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
幼稚園班(各幼稚   園)	園児の保護及び避難等に関すること		
	避難所(指定・臨時)の開設・運営に関すること		
	市民音楽ホール利用者の保護及び避難等に関すること		
市民音楽ホール班	市民音楽ホール施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関		
(市民音楽ホール)	すること		
	臼井・千代田支部の開設・運営の協力に関すること		
図書館班(各図書	図書館利用者の保護及び避難等に関すること		
館)	図書館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること		
	支部の開設・運営の協力に関すること		
美術館班(美術	美術館利用者の保護及び避難等に関すること		
館)	美術館施設の被害調査・報告、警備及び応急対策に関すること		
支部			
佐倉支部、志津北			
部支部、志津南部			
支部、臼井·千代	   地域内の被災状況の把握及び連絡に関すること		
田支部、根郷支			
部、和田支部、弥			
富支部			

# 優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手 避難所 盗難所開設・運営に関すること 地区内の被災状況の把握及び連絡に関すること 本部付き 災害対策本部の設置・運営に関すること 災害対策本部事務局(危機管理室)の応援に関すること 企画政策部広報班への情報提供に関すること

支部及び避難所との連絡調整に関すること

	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手
共通事項 	
業務継続、業務再開	<b>見及び復旧に関すること</b>
部内他班の応援に	関すること
è画政策部	
秘書班(秘書課)	災害視察者及び見舞者の接遇に関すること
	災害関係応急対策資材の備蓄管理及び払出しに関すること
物資需給班(企画	寝具、衣料品及び炊事用具等の備蓄管理及び払出しに関すること
政策課·地域創生	被災者の食糧及び生活必需物資の需要の把握及び調達に関すること
課)	災害対策従事職員の食糧の調達に関すること
	その他、必要物資の備蓄管理及び払出しに関すること
	広報車による災害関係情報の広報援助に関すること
広報班(広報課)	新聞、放送機関からの災害関連情報の収集に関すること
	外国人の安否確認、避難支援、生活相談に関すること
·····································	
	佐倉市職員の管理に関すること
総務管理班(行政	従事命令書及び公用令書の発行に関すること
管理課・人事課)	職員及びその家族の被災状況の把握に関すること
	職員への情報提供に関すること
市民窓口班(市民	
課)	災害対策本部事務局の応援に関すること
健康保険班(健康	被保険者証に関すること
保険課)	災害対策本部事務局の応援に関すること
市民生活班(自治	
人権推進課•和田	
ふるさと館・千代	災害支援に係るNPOの情報に関すること
田・染井野ふれあ	次音文版に所るIVI 007 自我に関すること
いセンター・志津コ	
ミュニティセンタ	
一·市民公益活動	
サポートセンター・	
ミレニアムセンター	災害対策本部事務局の応援に関すること
佐倉・消費生活セ	
ンター)	

	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手
<b>畐祉部</b>	
福祉班(社会福祉	被災者の受入れ施設、緊急移送等の手配に関すること
課•高齢者福祉	社会福祉協議会、日本赤十字社等社会福祉諸団体への協力要請及び
課·介護保険課·	連絡調整に関すること
障害福祉課)	避難行動要支援者の避難状況の把握及び報告に関すること
建康こども部	
	被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること
	医薬品、医療資器材等の調達・確保に関すること
医療防疫班(健康	災害時の感染症の予防・防疫に関すること
増進課・西部保健	乳幼児、妊産婦の安否確認、避難支援、生活相談に関すること
センター・南部保	市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること
(健センター)	医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、民間協力団体等へ
	の支援要請に関すること
児童福祉班(子育	
て支援課・各保育	民間保育園・学童保育所、認可外保育施設、家庭保育員等の被害状況
園•児童青少年	及び応急対策に関すること
課)	
体育施設班(生涯	時中央無式の開記 (実営の物力)を開 <del>すてい</del> 。
スポーツ課)	臨時救護所の開設・運営の協力に関すること
	農畜産物、生産施設の被害調査及び報告に関すること
農政対策班(農政	農地、林地の被害調査及び報告に関すること
課・草ぶえの丘)	農業関係機関及び生産者団体との連絡調整に関すること
	避難所(臨時)の開設・運営の協力に関すること
土木部	
	河川、調整池、都市下水路の被害調査・報告及び応急対策に関すること
土木班(土木管理	内水排水施設(ポンプ)の管理等に関すること
課・治水課)	都市ガス施設等の安全確保指導に関すること
	関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること
道路班(道路維持 課•道路建設課)	緊急輸送路の確保に関すること

	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手				
都市部					
計画班(都市計画					
課・指名された職	宅地の応急対策に関すること				
員)					
公園緑地班(公園	八国佐乳 (乳地族の地字調本 却仕五元)た名社第15日十ファル				
緑地課)	公園施設、緑地等の被害調査・報告及び応急対策に関すること				
建築物危険度判					
定班(建築指導	建築物等の応急危険度判定に関すること				
課・指名された職	建築物等の心心心地映及刊足に関すること				
員)					
宅地危険度判定					
班(市街地整備	被災宅地危険度判定に関すること				
課・指名された職	放火七地地灰及門足に戻りること				
員)					
<b>6. 機管理室</b>					

### 危機管理室

国・自衛隊・県への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日赤・民間協力団体等への協力要請に関すること

死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること

### 資産管理経営室

	庁舎の警備及び管理に関すること
	庁用自動車の集中管理及び配車に関すること
管財班(資産管理	車両の借り上げに関すること
経営室)	災害時の用地対策に関すること
	庁内備品の貸出及び管理に関すること
	緊急通行車両の届出に関すること

	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手				
教育委員会					
教育管理班(教育	71.41.41.41.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.				
総務課)	活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること				
学校教育班(学務	被災児童生徒及び教職員の保健衛生及び健康管理に関すること				
課・指導課・教育セ	炊き出し設備の確保に関すること				
	災害時における給食に関すること				
社会教育班(社会教育課)	避難所(臨時)の開設・運営の協力に関すること				
文化班(文化課)	避難所(臨時)の開設・運営の協力に関すること				
公民館班(各公民	社会教育班に対する協力に関すること				
館)	避難所(臨時)の開設・運営の協力に関すること				
幼稚園班(各幼稚園)	園児の被災状況調査及び報告に関すること				
市民音楽ホール班(市民音楽ホール)	避難所(臨時)の開設・運営に関すること				
協力部					
各協力班(議会事					
務局•監査委員事	各部・各班の協力に関すること				
務局•選挙管理委					
員会事務局•農業					
委員会事務局)					
上下水道部					
	部内他班の応援に関すること				
	上水道の水源確保に関すること				
	上水道の水質管理に関すること				
	取水施設、浄水場及び配水施設の保全に関すること				
	上水道施設の保全に関すること				
よる	公共下水道施設の保全に関すること				
	給水制限及び応急工事に関すること				
	消火栓の使用及び臨時給水に関すること				
	流域下水道との連絡調整に関すること				
	関係業者への協力要請及び機材等の調達に関すること				
本部付き	本部付き				
支部及び避難所の原	支部及び避難所の応援に関すること				

	優先度 B:【目標】発災から3日以内に着手
共通事項	
関連専門分野のボラ	ランティア・NPO の受入れに関すること
企画政策部	
物資需給班(企画	被災者の食事及び炊き出し手配に関すること
政策課·地域創生	食糧、生活必需物資の受払管理、配送及び配分に関すること
課)	救援物資の受入及び管理に関すること
広報班(広報課)	災害関係広報紙の編集、発行及びホームページ等による広報に関するこ
	と
総務部	
総務管理班(行政	災害対策従事者の処遇及び福利厚生に関すること
管理課・人事課)	災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること
契約班(契約検査	災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約に関
室)	すること
財政部	
財政班(財政課)	災害時の応急予算措置に関すること
市民部	
市民生活班(自治	被災住民の各種相談及び相談窓口の設置に関すること
人権推進課•和田	相談事項の処理のための各班への要請に関すること
ふるさと館・千代	
田・染井野ふれあ	
いセンター・志津コ	
ミュニティセンタ	
一•市民公益活動	住民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること
サポートセンター・	
ミレニアムセンター	
佐倉・消費生活セ	
ンター)	
福祉部	
福祉班(社会福祉	遺体の収容・安置、引き渡し及び埋火葬に関すること
課·高齢者福祉 課·介護保険課·	避難行動要支援者の避難支援に関すること
障害福祉課)	福祉避難所(避難室)の設置、運営に関すること
健康こども部	
医療防疫班(健康	医療救護班等の活動の把握、報告、継続の要否に関すること
増進課・西部保健	避難所や応急仮設住宅への巡回診療に関すること
センター・南部保 健センター)	遺体の検案の協力に関すること

優先度 B:【目標】発災から3日以内に着手	
児童福祉班(子育	
て支援課・各保育	被災児童の児童福祉に関すること
   園·児童青少年	
課)	
体育施設班(生涯	災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること
スポーツ課)	遺体安置所の開設・運営の協力に関すること
産業振興部	
農政対策班(農政	農道及び林道の保全に関すること
課・草ぶえの丘)	
環境部	
環境対策班(生活環境課)	公害関係測定機器等の管理に関すること
	動物対策に関すること
	災害時における愛玩動物への支援に関すること
廃棄物対策班(廃 棄物対策課)	災害廃棄物、ゴミ、その他の廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること
	災害廃棄物の一時保管に関すること
	し尿の収集、運搬及び処理に関すること
都市部	
計画班(都市計画	
課・指名された職	住居、又はその周辺の障害物の除去に関すること
員)	
宅地危険度判定	開発行為等施行者に対する安全確保の指導及び指示に関すること
班(市街地整備	土地区画整理事業施行者に対する安全確保の指導及び指示に関するこ
課・指名された職	E
月 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
危機管理室 「W 内 M III M の 本 III D	
災害救助法の適用に関すること	
教育委員会	T
社会教育班(社会	災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること
教育課)	の 内 中 上 次 任 住 旧 ゴ の 田 三 「 マ 単 の Í カ 上 ) ▼ 田
文化班(文化課)	災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること
公民館班(各公民	災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること
館)	
本部付き	
警戒区域等における退避命令等の伝達に関すること	
避難後の警戒区域等の警戒に関すること	

臨時避難所の開設・運営及び避難者への案内に関すること

	優先度 C:【目標】発災から1週間以内に着手
<b>企画政策部</b>	
	災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること
秘書班(秘書課)	被災住民の各種要望に関すること
	相談事項の処理のための各班への要請に関すること
総務部	
総務管理班(行政	上海時日の松光に関する。
管理課・人事課)	応援職員の輸送に関すること
스키.대(스키.호)	災害関係経費の出納に関すること
会計班(会計室)	その他、必要な会計管理に関すること
财政部	
税務班(市民税	
課•資産税課•債	災害時の税制措置に関すること
権管理課)	
市民部	
健康保険班(健康	《(安性の国見母中に)を明正してい
保険課)	災害時の国民健康保険制度に関すること
出張所班(各出張	
所·派出所·市民	被災住民からの要望、相談等の取次に関すること
サービスセンター)	
福祉部	
福祉班(社会福祉	
課•高齢者福祉	
課•介護保険課•	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関すること
障害福祉課)	
建康こども部	
医療防疫班(健康	被災住宅等の消毒・防疫に関すること
増進課·西部保健	
センター・南部保	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること
健センター)	妊娠曲の支達及の母子健康子帳の文刊に関すること
児童福祉班(子育	
て支援課・各保育	が作品の延伸などのフ焼肉で作の大仏に関えてき
園•児童青少年	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること
課)	
環境部	
7四.1女上.1.女子 ア / LL. >デ	災害による大気、河川、土壌及びその他の汚染対策に関すること
環境対策班(生活	環境衛生・環境保全に関すること
環境課)	計画停電対応に関すること

優先度 C:【目標】発災から1週間以内に着手		
都市部		
計画班(都市計画		
課・指名された職	被災住宅の応急復旧等に関すること	
員)		
建築物危険度判		
定班(建築指導	危機管理室防災班が実施する災害時の民間建築物の被害認定調査の支	
課・指名された職	援に関すること	
員)		

# 危機管理室

行方不明者名簿の作成に関すること

災害見舞金等の支給に関すること

安否情報の照会、回答に関すること

罹災証明及び民間建築物の被害認定調査に関すること

被災者台帳の整備に関すること

# 資産管理経営室

市有建築物班(資
産管理経営室)

危機管理室が実施する災害時の民間建築物の被害認定調査の支援に関すること

応急仮設住宅の建設及び改修に関すること

# 本部付き

企画政策部物資需給班の応援に関すること

	優先度 D:【目標】発災から1週間以降に着手	
総務部		
会計班(会計室)	義援金の受入れ及び配分に関すること	
財政部		
	義援金配分及び義援金の運用に関すること	
財政班(財政課)	市義援金配分委員会の設置及び庶務に関すること	
市民部		
	身分事項の照会及び通知に関すること	
市民窓口班(市民	国民年金に関すること	
課)	広域避難者の避難先等に関する情報の受付け等に関すること	
 福祉部	1	
福祉班(社会福祉	/// Palisative A o (PALIS) = BB 3 et = 1	
課•高齢者福祉	災害援護資金の貸付けに関すること	
課·介護保険課·		
障害福祉課)	市義援金配分委員会の設置及び庶務の支援に関すること	
産業振興部		
農政対策班(農政		
課・草ぶえの丘)	被災農家への救援及び救済措置に関すること	
→	被災商工業関係及び観光業関係の経営者の相談、指導等の復興支援に	
商工対策班(産業	関すること	
振興課)	経営資金等の融資、相談、あっ旋に関すること	
環境部		
廃棄物対策班(廃		
棄物対策課)	公費解体制度等の実施に関すること	
土木部		
土木班(土木管理		
課•治水課)	復旧工事に障害となる物の除去に関すること	
道路班(道路維持		
課•道路建設課)	復旧工事に障害となる物の除去に関すること	
 都市部		
計画班(都市計画		
課・指名された職	被災市街地の復興・復旧対策に関すること	
員)		
Art (Arta)	応急仮設住宅の入居管理に関すること	
住宅班(住宅課)	被災者への市営住宅の提供に関すること	

# 優先度 D:【目標】発災から1週間以降に着手

# 危機管理室

被災者生活再建支援法に関すること

市義援金配分委員会の設置及び庶務の支援に関すること

佐倉市災害復旧・復興本部の開設及び閉鎖に関すること

#### 教育委員会

教育管理班(教育	佐倉市奨学資金の運用に関すること
総務課)	
学校教育班(学務	
課・指導課・教育セ	学用品等の調達及び給付に関すること
ンター・各小中学	
校)	

# 上下水道部

※上下水道部の	
定める配備体制に	上下水道料金の減免に関すること
よる	

# 本部付き

災害時の民間建築物の被害認定調査の協力に関すること

# ②優先的通常業務

	優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手
企画政策部 	
	市政の広報に関すること
広報課	広報媒体の活用に関すること
/公书以际	報道機関との連絡調整に関すること
	その他広報活動に関すること
市民部	
	住民基本台帳に関すること
	戸籍及び戸籍の附票に関すること
	死産届の受理に関すること
<del>1</del> = ==	埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること
市民課	出張所、派出所及び連絡所に関すること
	1階フロアにおける案内業務に関すること
	一般旅券事務に関すること
	収入印紙及び千葉県収入証紙の取扱いに関すること
<u> </u>	
社会福祉課	佐倉市地域福祉センターの管理運営に関すること
古野女祖知	佐倉市老人憩の家の管理運営に関すること【佐倉市老人憩の
高齢者福祉課	家における施設の状況確認等】
建康こども部	
4. ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	佐倉市民体育館の管理運営に関すること
生涯スポーツ課	佐倉市立青少年体育館の管理運営に関すること
曲マムシロ	佐倉草ぶえの丘の管理運営及び市民の森に関すること
農政課	佐倉市農村集会施設に関すること
	労働行政に関すること
	佐倉市スマートオフィスプレイスの管理運営に関すること
産業振興課	佐倉市新町おはやし館の管理運営に関すること
	佐倉市飯野台観光振興施設及び野鳥の森の管理運営に関す
	ること
上木部	
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和 44 年法
治水課	第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊対策事業に関すること【急傾約
	地崩壊危険区域の被災状況確認】
" 都市部	
住宅課	公営住宅の管理運営に関すること

# 優先度 S:【目標】発災から3時間以内に着手

# 危機管理室

災害対策本部に関すること

防災行政無線に関すること

# 資産管理経営室

庁用車の管理に関すること

本庁舎及び附属施設の維持管理に関すること【本庁舎及び敷地内の損害状況確認、危険箇所の立入禁止措置等】

# 上下水道部

	広報及び広聴に関すること
	秘書に関すること
経営企画課	事務の総合調整に関すること
	関係機関及び関係団体との連絡及び調整に関すること
	部の庶務に関すること
	取水施設、浄水場、送水施設、水質検査室、汚水施設及び雨
	水施設の運用及び維持管理に関すること
維持管理課	水質管理に関すること
推行官连珠	取水量、受水量、配水量及び汚水処理水量の管理に関するこ
	と
	給水制限に関すること

教育総務課	教育財産の管理の総括に関すること
学務課	幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること
	芸術文化の振興に関すること【主催事業における参加者等の安
	全確保(事業実施時のみ)】
	文化施設の整備及び管理に関すること【市民音楽ホール・美術
	館の被害状況の把握・報告、応急対策】
	文化財保護に関すること【文化財収蔵庫の臨時職員の安全確
文化課	保】
	文化財の指定、管理、保存及び活用に関すること【見学者、臨
	時職員の安全確保】
	埋蔵文化財に関すること【現地調査時の臨時職員の安全確保】
	文化財施設の整備及び管理に関すること【見学者、臨時職員の
	安全確保】

公印の管守に関すること   電子計算機及び電子計算組織に関すること   旧て政策の推進及び旧で構造の総括管理に関すること   旧で政策の推進及び旧で構造の総括管理に関すること   庁内情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関すること   福祉部   福祉部長公印の管守に関すること   生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること   生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること   古本赤十字社に関すること   左人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づく授護措置に関すること   方部保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること   サービス事業者に関すること   サービス計画・相談に関すること   サービス計画・相談に関すること   タ体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 37 号)に基づく授護措置に関すること   摩書者の日常生活支援・第 37 号)に基づく授護措置に関すること   障害者の日常生活及が社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 37 号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること   校書を書き、保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関すること   投資・保育施設及び特定地域型保育事業の利用を関すること   特定教育・保育施設の保育指導に関すること   特定教育・保育施設の保育指導に関すること   特定教育・保育施設の保育指導に関すること   特定教育・保育施設の保育構造に関すること   存育関定等の保険に関すること   東京 世代包括支援・レクーに関すること   大守 研修の受理及び母子健康・単の交付に関すること   好派用の受理及び母子健康・単の交付に関すること   好派用の受理及び母子健康・単の交付に関すること   好派用の受理及び母子健康・単の交付に関すること   接膝にども部長公印の管守に関すること	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手				
電子計算機及び電子計算組織に関すること   ICT政策の推進及びICT機器の総括管理に関すること   Fryn情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存在機能に関すること   存機保険法(平成9年法律第123号)に基づく保護に関すること   方護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること   サービス事業者に関すること   サービス事業者に関すること   サービス事業者に関すること   り体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第123号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること   検書を持定していること   存在機能を持定していること   存在機能を持定していること   存在機能を持定していること   存在機能を対していること   存在機能を対していること   存在機能を対しているとに関すること   存在機能の発食性を関すること   存在機能の発食指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   存成の発度に関すること   存成の発度に関すること   存成の発度に関すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度に関すること   存成の発度に関すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度に関すること   存成の発度に関すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度に関すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成すること   存成の発度に関すること   存成の発度を定成すること   存成の発度を定成する   存成の発度を定成する   存成の発度を定成する   存成の発度を定成する   存成の発度を定成する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の表する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の発度を使成する   存成の表する   存成の表する	総務部				
「CT政策の推進及びICT機器の総括管理に関すること   庁内情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関すること   庁内情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関すること   生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること   日本赤十字社に関すること   老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づく援護措置に関すること   高齢者の在宅福祉に関すること   方護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく援護措置に関すること   ウービス計画・相談に関すること   サービス事業者に関すること   サービス事業者に関すること   身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に基づく援護措置に関すること   障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく援護措置に関すること   障害者の目常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること   特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関すること   特定教育・保育施設の保育措算に関すること   特定教育・保育施設の保育措算に関すること   特定教育・保育施設の保育措算に関すること   特定教育・保育施設の保育措算に関すること   特定教育・保育施設の保食衛生指導に関すること   な功権園に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保健衛生指導に関すること   東京・保育施設の保険に関すること   東京・保育施設の保険に関すること   東京・保育・東京・保育・東京・保育・大阪・保育・東京・保育・大阪・保育・保育・大阪・保育・保育・大阪・保育・大阪・保育・保育・大阪・保育・保育・大阪・保育・保育・保育・大阪・保育・保育・大阪・大阪・保育・大阪・保育・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・	行政管理課	公印の管守に関すること			
情報システム課		電子計算機及び電子計算組織に関すること			
(中の情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関すること	(株却) マニ) 細	ICT政策の推進及びICT機器の総括管理に関すること			
福祉部	情報ングテム課	庁内情報通信網(他の所管に係るものを除く。)の管理運営に関す			
福祉部長公印の管守に関すること 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること 日本赤十字社に関すること 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づく援護措置に関すること		ること			
社会福祉課  生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること 日本赤十字社に関すること 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づく援護措置に関すること 高齢者の在宅福祉に関すること 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること サービス事業者に関すること サービス事業者に関すること 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に基づく援護措置に関すること 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること 保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用お負担額に関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保食衛生指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	福祉部				
日本赤十字社に関すること 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく接護措置に関すること 高齢者の在宅福祉に関すること 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること サービス事業者に関すること サービス計画・相談に関すること 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく援護措置に関すること 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること 保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 東庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること - 子育て世代包括支援センターに関すること - 女媛届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること - 任気組支援センターに関すること - 上、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		福祉部長公印の管守に関すること			
<ul> <li>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく接護措置に関すること         高齢者福祉課         高齢者の在宅福祉に関すること         介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること         サービス事業者に関すること         サービス事業者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく援護措置に関すること         障害福祉課         障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること         保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること         特定教育・保育施設の保育指導に関すること         特定教育・保育施設の保育指導に関すること         特定教育・保育施設の保確衛生指導に関すること         特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること         東庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること         私立幼稚園に関すること         天育て世代包括支援センターに関すること         妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること     </li> </ul>	社会福祉課	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護に関すること			
高齢者福祉課		日本赤十字社に関すること			
高齢者福祉課		老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく援護措置に関する			
高齢者福祉課		こと			
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関すること サービス事業者に関すること サービス計画・相談に関すること 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に基づく援護措置に関すること 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること 保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること - 子育て世代包括支援センターに関すること - 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	古松老妇为田	高齢者の在宅福祉に関すること			
	局断有	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防・日常生			
		活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関する			
ティックでは、		こと			
サービス計画・相談に関すること 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に基づく援護措置に関すること 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活 支援事業に関すること 健康こども部 保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に 関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	<b>人 =# /□ //△=</b> #	サービス事業者に関すること			
	介護保険課	サービス計画・相談に関すること			
障害福祉課 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活 支援事業に関すること  保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に 関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の保食衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 深庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福			
(平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活 支援事業に関すること  保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に 関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に基づく援護措置に関すること			
支援事業に関すること   使康こども部   保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること   特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に   関すること(他の所管に係るものを除く。)   特定教育・保育施設の保育指導に関すること   特定教育・保育施設の給食指導に関すること   特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること   保育園児等の保険に関すること   家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること   私立幼稚園に関すること   子育て世代包括支援センターに関すること   妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			
(保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 保育園児等の保険に関すること 不立幼稚園に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		(平成 17 年法律第 123 号)に基づく自立支援給付及び地域生活			
保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関すること 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		支援事業に関すること			
と 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に 関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	健康こども部				
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に 関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		保育園、認定こども園及び特定地域型保育事業の利用に関するこ			
関すること(他の所管に係るものを除く。) 特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		ح ا			
特定教育・保育施設の保育指導に関すること 特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に			
特定教育・保育施設の給食指導に関すること 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		関すること(他の所管に係るものを除く。)			
子育て支援課 特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること 保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		特定教育・保育施設の保育指導に関すること			
保育園児等の保険に関すること 家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		特定教育・保育施設の給食指導に関すること			
家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること 私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること	子育て支援課	特定教育・保育施設の保健衛生指導に関すること			
私立幼稚園に関すること 子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		保育園児等の保険に関すること			
子育て世代包括支援センターに関すること 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業に関すること			
妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること		私立幼稚園に関すること			
		子育て世代包括支援センターに関すること			
健康こども部長公印の管守に関すること		妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること			
		健康こども部長公印の管守に関すること			

優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手		
	児童虐待及びドメスティック・バイオレンスの防止等に関すること	
児童青少年課	【児童虐待の通告に関すること、DV 被害者の緊急支援に関するこ	
	と]	
健康増進課	佐倉市保健センターに関すること	
産業振興部		
農政課	農業集落排水事業に関すること	
産業振興課	商工業団体に関すること	
環境部		
	小篠塚一般廃棄物最終処分場に関すること	
廃棄物対策課	佐倉市、酒々井町清掃組合に関すること	
	印旛衛生施設管理組合に関すること	
土木部		
道路維持課	道路及び橋りょうの維持補修に関すること	
	準用河川及び調整池に関すること【管理施設の異常有無の確認】	
治水課	都市排水路に関すること【管理施設の異常有無の確認】	
	都市下水路に関すること【管理施設の異常有無の確認】	
都市部		
	公園及び緑地の設計及び工事に関すること	
公園緑地課	公園及び緑地の維持管理に関すること	
	市民緑地に関すること	

# 危機管理室

危機管理事象発生時における市民の安全対策に関すること

消防団に関すること

佐倉市八街市酒々井町消防組合との連絡に関すること

#### 資産管理経営室

本庁舎及び附属施設の維持管理に関すること【本庁舎及び敷地内の危険箇所の応急的な修繕】

建築物等の設計、施工及び定期点検に関すること【工事施工者への状況確認】

### 会計室

現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること

	優先度 A:【目標】発災から1日以内に着手		
	上下水道部		
	経営企画課	公印の管守に関すること	
		職員の福利厚生及び安全衛生管理に関すること	
		部の車両及び備品管理に関すること	
		庁舎内外の取締り及び庁舎の維持管理に関すること	
		水道料金及び公共下水道使用料の調定及び徴収に関すること	
	給排水課	給水装置の使用開始、中止及び停止に関すること	
		検針、料金徴収等の委託業務に関すること	
		消火栓の使用及び臨時給水に関すること	
		漏水対策に関すること	
		応急給水作業に関すること	

# 議会事務局

公印の管守に関すること

# 選挙管理委員会事務局

公印の保管に関すること

会議に関すること

直接請求に関すること

訴願、訴訟及び異議申出に関すること

選挙人名簿の調製及び抄本の閲覧に関すること

選挙人名簿の異動整理に関すること

選挙の執行管理に関すること

	教育委員及び教育長の秘書事務に関すること
	公印の管守に関すること
教育総務課	文書の収受、発送、整理に関すること
	広報に関すること
	学校の施設及び設備の整備に関すること
学務課	学校の臨時休業及び校外学習に関すること
社会教育課	公民館及び図書館との連絡調整に関すること
	芸術文化団体の育成に関すること【市民文化祭事業に係る被害状
文化課	況等の把握、安全確保(事業実施時のみ)】
X1L床	国際理解の促進に関すること【佐倉日蘭協会主催事業にかかる被
	害状況等の把握、安全確保】

優先度 B:【目標】発災から3日以内に着手		
重要施策の総合調整、所管の調整及び進行管理に関すること		
【災害対策等全庁調整を有する会議の開催】		
広域行政に関すること【印旛広域水道の各施設稼働確認】		
ふるさと納税に関すること		
公益財団法人佐倉国際交流基金との連絡調整に関すること		
議案の調製その他市議会に関すること		
文書事務の総括に関すること		
公告式に関すること		
予算の執行管理に関すること		
自治会、町内会等の育成及び支援に関すること		
保険給付に関すること		
被保険者の資格及び被保険者証に関すること		
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関するこ		
と		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)		
に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【事業系一般廃棄物の		
収集に関すること】		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)		
に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【家庭系一般廃棄物の		
収集に関すること】		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)		
に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【し尿及び浄化槽汚泥		
の収集、運搬及び処分に関すること】		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)		
に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【ごみ集積所の管理に		
関すること】		

# 優先度 B:【目標】発災から3日以内に着手

# 土木部

ること	道路法(昭和27年法律第180号)に基づく許可及び承認に関す
	ること
	法定外公共物の無償譲与、許可及び承認並びに改修及び維持
	補修に関すること
	国道及び県道に係る連絡調整に関すること

#### 資産管理経営室

本庁舎及び附属施設の維持管理に関すること【本庁舎の業務スペースの確保・配置】

建築物等の維持保全に係る支援に関すること

指定管理者制度に係る総合調整に関すること【指定管理者施設の各種対策に係る連絡調整、情報収集・整理】

#### 会計室

現金及び財産の記録管理に関すること

歳入歳出外現金に関すること

支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること

#### 上下水道部

経営企画課	統計に関すること
	現金及び有価証券の出納保管に関すること

#### 議会事務局

議場及び議会関係各室の使用に関すること

議会の会議、委員会及び公聴会に関すること

議事日程及び諸般の報告に関すること

事務局の庶務に関すること

# 選挙管理委員会事務局

公告式に関すること

選挙権及び被選挙権の調査処理に関すること

選挙人名簿登録の申出書の受理及び処理に関すること

		教育行政に係る相談に関すること
	教育総務課	学校施設の補助金に関すること
		学校施設に係る調査及び統計に関すること
学	学務課	学級編制及び学齢簿の保管に関すること
		学齢児童生徒の就学及び管理の一般的事項に関すること
		市立幼稚園園児預かり保育料の徴収に関すること
		学校のコンピューターに関すること

個	優先度 C:【目標】発災から1週間以内に着手
企画政策部	
広報課	広報紙及び広報刊行物の編集発行に関すること
総務部	
/=:r/-/ <del>//</del> /	条例、規則等の立案審査に関すること
行政管理課	個人情報保護制度の総括に関すること
	職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関すること
	職員の給与及び勤務時間その他勤務条件に関すること
<del>                                    </del>	職員の旅費に関すること
人事課	職員の賠償責任に関すること
	職員の福利厚生及び衛生管理に関すること
	職員の公務災害に関すること
情報システム課	総合行政ネットワークに関すること
財政部	
	税務の総合調整に関すること
	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定に関
	すること
	原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関するこ
	ح ا
**   **   **   **   **   **   **   **	市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関する
市民税課	こと
	税制に関すること
	市県民税普通徴収の賦課調定に関すること
	市県民税特別徴収の賦課調定に関すること
	法人市民税の賦課調定に関すること
	固定資産評価審査委員会に関すること
	固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及
	び統計に関すること
	家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関する
資産税課	こと
	土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関する
	こと
	償却資産に関すること
	公募の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関すること

優先原	度 C:【目標】発災から1週間以内に着手
	税の収納管理に関すること
	税の過誤納金の取扱いに関すること
	納税督促に関すること
	納税奨励に関すること
債権管理課	納税口座振替に関すること
	納税証明に関すること
	特定の未収債権の徴収に関すること
	特定の未収債権の滞納処分に関すること
	納付(納入)委託及び受託に関すること
市民部	
	保険給付に関すること
	被保険者の資格に関すること
健康保険課	被保険者証に関すること
	後期高齢者医療制度に関すること
	日雇特例被保険者の保険に関すること
	コミュニティ施設に関すること
	字名及び字区域に関すること
	住居表示および住居表示審議会に関すること
	各種相談事業を主催する関係機関との連絡調整に関すること
	市民活動団体の総括に関すること
自治人権推進課	消費者行政の総括に関すること
	佐倉市コミュニティセンターに関すること
	佐倉市消費生活センターに関すること
	佐倉市市民公益活動サポートセンターの管理運営に関するこ
	<u>ك</u>
	佐倉市男女平等参画推進センターの管理運営に関すること
福祉部	
障害福祉課	在宅障害者福祉に関すること
健康こども部	
	保育園運営費に関すること
	民間保育施設の助成及び育成指導に関すること
	教育・保育給付に関すること
	教育・保育施設及び地域型保育事業に関すること(他の所管に
子育て支援課	係るものは除く。)
	地域子ども・子育て支援事業に関すること(他の所管に係るもの
	は除く。)
	子育て支援センターに関すること
	その他子育て支援に関すること

優先	度 C:【目標】発災から1週間以内に着手
	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく援護措置に関
	すること
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
	に基づく援護措置に関すること
	児童虐待及びドメスティック・バイオレンスの防止等に関すること
	【児童虐待の相談に関すること、DV 相談に関すること】
児童青少年課 	児童手当に関すること
	児童扶養手当に関すること
	ひとり親家庭等医療費等の助成に関すること
	ひとり親家庭の福祉推進に関すること
	家庭児童相談に関すること
	子ども医療費の給付に関すること
健康増進課	妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること
産業振興部	
農政課	土地改良事業に関すること
環境部	
	公衆トイレ(他の所管に係るものを除く。)の設置及び管理に関
	すること
生活環境課	専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の規制等に関するこ
	と
	飲用井戸等の衛生対策に関すること
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137
廃棄物対策課	号)に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【区域外処理に
	関すること】
土木部	
	市道の認定、変更及び廃止に関すること
	道路台帳及び橋りょう台帳の整備保管に関すること
   土木管理課	道路及び水路の用地並びに補償(道路の賠償責任保険に関
1. 八百姓味	する事務を除く。) に関すること
	車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく特殊車両の通
	行に関すること
都市部	
都市計画課	市内循環バスの調査研究その他の都市交通に関すること
住宅課	空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること
資産管理経営室 	
普通財産の取得、管理及び	処分に関すること

# 優先度 C:【目標】発災から1週間以内に着手

# 契約検査室

入札契約に関すること

工事及び委託業務等の指導及び検査に関すること

土地取得及び土地取得に伴う補償の検査に関すること

#### 上下水道部

経営企画課	文書の収受、発送及び整理保存に関すること
	公務災害及び補償に関すること
	公共下水道の供用開始及び処理開始区域の公示に関すること
	公共下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金の賦
維持管理課	課徴取に関すること
	排水設備等の計画の確認及び完了検査に関すること
	公共下水道事業管理者以外の者の行う工事等に関すること
建設課	事業計画に関すること
	工事計画に関すること
	拡張工事及び改良工事の設計、施行及び管理に関すること

# 選挙管理委員会事務局

規則及び規程の制定改廃に関すること

職員の服務、分限、進退、賞罰、給与その他に関すること

		教育委員会の会議並びに請願及び陳情に関すること
		職員(県費負担教職員を除く。)の人事、給与、服務、研修、福
		利及び公務災害に関すること
		共済組合に関すること
	教育総務課	教育委員会における情報公開の総括に関すること
		教育委員会における保有個人情報の開示等の総括に関するこ
		と
		教育委員会の所管に係る予算原案の総合調整及び作成に関
		すること
		教育委員会の所管に係る予算の経理一般に関すること

優先度	C:【目標】発災から1週間以内に着手
	学校の通学区域の設定及び変更に関すること
	児童生徒の就学に伴う補助に関すること
	教材備品等の整備に関すること
	県費負担教職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に関す
	ること
	県費負担教職員の身分証明書の発行及び履歴書の管理に関
学務課	すること
<b>子</b> 伤踩	学校の管理運営(他の課の所管に属するものを除く。)に関する
	こと
	通学路の設定等に関すること
	準教科書その他教材の取扱いに関すること
	県費負担教職員の任免その他進退に係る内申及び服務に関
	すること
	教科用図書の採択及び給与事務に関すること
	学校における教育課程の編成及び実施に関すること
	学校における生徒指導及び進路指導に関すること
	安全教育に関すること
	英語指導助手の配置及び指導に関すること
	教育センターとの連絡調整に関すること
   指導課	学校保健及び学校給食に係る施設、設備及び備品の整備及
1日守怀	び管理に関すること
	市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること
	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること
	学校給食関係団体及び業務委託業者との連絡調整に関する
	こと
	学校における労働安全衛生に関すること
   社会教育課	同和対策集会所の管理及び運営に関すること
江云钦月味	社会教育に係る学校教育施設の開放に関すること
	文化財審議会に関すること【文化財審議会委員の安否確認
	等】
文化課	佐倉市市民文化資産の保全及び活用に関する条例(平成 14
	年佐倉市条例第 42 号) に関すること 【市民文化資産の被害状
	況の把握等】

優先度 D: 発災から1週間以降に着手		
企画政策部		
秘書課	市長及び副市長の秘書事務に関すること	
	儀式、交際及び渉外に関すること	
	市長会に関すること	
	特別職の事務引継に関すること	
	褒賞及び表彰に関すること	
	広聴の総括に関すること	
	市政についての要望等に係る事務の処理及び調整に関すること	
	市長への手紙、市政モニター及び市政懇談会に関すること	
	その他広聴活動に関すること	
	市政の重要事項の調査研究及び企画等に関すること	
	重要施策の総合調整、所管の調整及び進行管理に関すること	
	【優先度B以外の業務】	
	政策情報の収集及び調査分析に関すること	
	総合計画の策定及び総合計画審議会に関すること	
人 <i>市社</i> 等部	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第	
企画政策課	162 号)に基づく大綱の策定及び総合教育会議に関すること	
	政策調整会議に関すること	
	公共交通に係る総合調整に関すること	
	行政評価の総括に関すること	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること	
	広域行政に関すること【優先度 B 以外の業務】	
	少子化対策の総括に関すること	
	シティプロモーションに関すること	
地域創生課	スポーツの国際大会に関すること	
	フィルムコミッションに関すること	
	その他市の魅力の発信に関すること	
<u> </u>	平和行政の普及啓発に関すること	
広報課	国際化の普及啓発に関すること	

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
総務部	
	行政不服審査及び訴訟の総括に関すること
	行政不服審査会に関すること
	行政手続の総括に関すること
	書庫管理に関すること
	行政組織及び事務の管理に関すること
	事務改善の推進に関すること
	行財政改革の総括に関すること
/ニュム ケケィロ 号田	市の行政区域に関すること
行政管理課	情報公開制度の総括に関すること
	情報公開・個人情報保護審議会に関すること
	市政資料室の管理運営に関すること
	市史編さんに関すること
	市史編さん委員会に関すること
	歴史資料の収集、保存及び活用に関すること
	市政の記録に関すること
	その他他部の所掌に属しない事項に関すること
	職員の定数及び配置並びに職制に関すること
	職員団体に関すること
	会計年度任用職員に関すること
	各種委員の任免に関すること
	特別職報酬等審議会に関すること
	千葉県市町村公平委員会との連絡に関すること
 	千葉県市町村総合事務組合との連絡に関すること
人事課 	職員の研修及び人材育成に関すること
	職員の団体定期保険及び財産形成の促進に関すること
	職員共済会に関すること
	被服の貸与に関すること
	庁内報の編集発行に関すること
	千葉県市町村職員共済組合との連絡に関すること
	庁内における就労支援に関すること
	行政・地域情報化の調査研究、企画、調整及び推進に関すること
	基幹統計その他の公的統計に関すること
情報システム課	統計資料の整備保管に関すること
	その他統計資料に関すること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
<b></b> 	
	予算の編成及び決算に関すること
	財政事情の公表及び財政統計調査報告に関すること
	指定金融機関等の指定に関すること
財政課	財政計画の策定に関すること
別以硃	地方交付税に関すること
	市債及び一時借入金に関すること
	基金の総括管理に関すること
	その他財政に関すること
市民税課	税務統計に関すること
	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること
\hp → 1\lambda = \mathrea{1}	土地及び家屋の異動処理に関すること
資産税課	土地の調査及び評価に関すること
	家屋の調査及び評価に関すること
	未収債権の徴収事務に係る調査研究に関すること
債権管理課	債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関
	すること
ī 民部	•
	印鑑に関すること
	人口統計に関すること
	犯罪者名簿に関すること
	特別永住者証明書に関すること
	成年被後見人、被保佐人及び破産者に関すること
	身分事項の照会及び通知に関すること
	人口動態に関すること
	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知に関するこ
_ <u></u>	国民年金及び老齢福祉年金に関すること
市民課	公的個人認証に関すること
	住所又は戸籍の異動に伴う国民健康保険被保険者証の届出等
	の取次ぎに関すること
	住所又は戸籍の異動に伴う児童手当の認定請求及び届出の受
	付に関すること
	住所の異動に伴う児童生徒の転入学届の受理に関すること
	住居表示区域内の住所の異動に伴う住居番号付番通知に関す
	ること
	子ども医療費助成の申請等の受付に関すること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
市民課	関する法律(平成25年法律第27号)に基づく個人番号の通知及
	び個人番号カードの交付に関すること
	国民健康保険事業の調査研究、企画及び運営に関すること
/ <del>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /</del>	国民健康保険運営協議会に関すること
健康保険課	診療報酬に関すること
	国民健康保険税の賦課調定に関すること
	コミュニティ施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	市民協働施策の調査研究、企画及び総括に関すること
	地縁団体に関すること
	法律・人権・行政相談に関すること
	結婚相談に関すること
	婚活支援に関すること
	行政相談員及び市民相談員に関すること
	特定非営利活動団体に関すること
	市民憲章の推進に関すること
	市民協働に関する施策の推進に関すること
日日八惟推進硃	市民協働推進委員会に関すること
	佐倉市集会所の貸付け等に関すること
	人権施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	人権意識の普及啓発に関すること
	人権擁護委員に関すること
	隣保事業の届出等に関すること
	男女平等参画計画に関すること
	男女平等参画社会づくり施策の調査研究、企画及び調整に関す
	ること
	男女平等参画社会づくりの普及啓発に関すること

	優先度 D:発災から1週間以降に着手
福祉部	
	保健福祉施策の総合的企画及び調整に関すること
	福祉のまちづくりの調査研究、企画及び調整に関すること
	社会福祉統計に関すること
	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に関すること
	行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条に関
	すること
	社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関すること(設立認可
	等にあっては、他の所管に係るものを除く。)
	社会福祉事業団に関すること
	戦没者等の遺家族援護及び旧軍人に関すること
	引揚者及び復員者に関すること
	民生委員及び児童委員に関すること
	千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年千葉県条例第1号)に基
	づく公表並びに建築物以外に係る適合証の交付、勧告及び指導
	助言に関すること
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)
	に関すること(他の所管に係るものを除く。)
	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく避難行動要
	支援者名簿の作成に関すること
	高齢者福祉施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	高齢者団体の育成に関すること
	高齢者の生きがい対策及び敬老事業に関すること
	高齢者に係る給付等に関すること
	社会福祉法人の設立認可等に関すること(他の所管に係るものを
	除く。)
	佐倉市老人憩の家の管理運営に関すること【優先度S以外の業
	務】
	佐倉市高齢者福祉作業所の管理運営に関すること
	公益社団法人佐倉市シルバー人材センターとの連絡調整に関す
	ること
	その他高齢者福祉に関すること
	民間高齢者福祉施設の指導及び助成に関すること
	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防・日常生
)	活支援総合事業、包括的支援事業その他地域支援事業に関す
	ること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
	介護保険事業の調査研究、企画及び調整に関すること
	地域密着型サービス事業者の指定及び指導監査等に関すること
	介護保険料に関すること
介護保険課	要介護・要支援認定に関すること
	認定調査に関すること
	居宅介護支援事業者の指定及び指導監査等に関すること
	その他介護保険制度に関すること
	障害者福祉施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	障害に基づく年金及び手当等に関すること
	障害者福祉団体に関すること
	障害者の医療費助成に関すること
	身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること
	民間障害者福祉施設に関すること
障害福祉課	社会福祉法人の設立認可等に関すること(他の所管に係るものは
	除く。)
	佐倉市さくらんぼ園の管理運営に関すること
	佐倉市障害福祉サービス事業所の管理運営に関すること
	精神保健福祉に関すること
	難病者等見舞金支給に関すること
	その他障害者福祉に関すること
健康こども部	
	子育て支援施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	保育の調査研究、企画及び調整に関すること
	保育園の計画、建設及び維持管理に関すること
	学童保育所等の計画、建設及び管理運営に関すること
	児童センターの計画、建設及び管理運営に関すること
子育て支援課	児童遊園の計画、建設及び維持管理に関すること
	社会福祉法人の設立認可等に関すること(他の所管に係るものを
	除く。)
	子育て支援推進委員会に関すること
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)
	に係る総合調整に関すること

	優先度 D:発災から1週間以降に着手
	児童家庭福祉施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	児童虐待及びドメスティック・バイオレンスの防止等に関すること
	【佐倉市児童虐待防止ネットワークの運営に関すること】
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)
	に関すること(他の所管に係るものは除く。)
	未熟児養育医療の給付(健康増進課の所管に係るものを除く。)
旧本主水ケ細	に関すること
児童青少年課 	青少年育成に関すること
	青少年相談員に関すること
	青少年団体の育成に関すること
	佐倉市立青少年センターの管理運営に関すること
	佐倉市ヤングプラザの管理運営に関すること
	青年館の管理運営に関すること
	その他児童家庭及び青少年に関すること
	健康づくりの推進に関すること
	健康診査及び各種健診に関すること
	保健指導に関すること
	予防接種に関すること
	感染症等の予防に関すること
	在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること
	低体重児の届出に関すること
健康増進課 	未熟児の訪問指導に関すること
	未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関
	すること
	佐倉市休日夜間急病診療所に関すること
	佐倉市小児初期急病診療所に関すること
	子育て世代包括支援センターに関すること
	保健師の連絡調整に関すること
	生涯スポーツの振興に関すること
	スポーツレクリエーションの紹介及び普及に関すること
	指導者の育成及び支援に関すること
	体育大会及び競技大会等の計画及び実施に関すること
	スポーツ推進委員に関すること
<u>  土</u> 供ハルーノ硃 	体育団体の育成及び支援に関すること
	スポーツ交流の振興に関すること
	社会体育に係る補助に関すること
	スポーツ資料の収集及び展示に関すること
	その他体育施設の整備及び管理運営に関すること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
業振興部	
	農林業、畜産業及び水産業の振興並びに関係団体の育成に関
	すること
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
農政課	関すること
	都市と農村との交流に関すること
	家畜伝染病及び病害虫防除等に関すること
	農業委員会との連絡調整に関すること
	産業振興施策の推進に関すること
	商工業の振興に関すること
	中小企業資金融資に関すること
	企業立地に関すること
	計量器に関すること
	電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に関すること
産業振興課	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に関すること
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(
	和 42 年法律第 149 号)に関すること
	工場立地法(昭和34年法律第24号)に関すること
	中小小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号)に関すること
	観光振興に関すること
	公益社団法人佐倉市観光協会との連絡に関すること
	環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること
	環境基本計画に関すること
	環境影響評価の意見総括に関すること
	環境審議会に関すること
	自然環境の保全(他の所管に係るものを除く。)に関すること
	自然公園に関すること
	印旛沼の水質浄化に関すること
	地球温暖化対策に関すること
生活環境課	鳥獣の飼養登録に関すること
	空き地の雑草等の除去(空家等対策の推進に関する特別措置)
	(平成 26 年法律第 127 号) に基づく場合を除く。) に関すること
	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関すること
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく
	地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること
	快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に係る総合調整
	関すること

	優先度 D:発災から1週間以降に着手
	合併浄化槽の設置及び維持管理の助成並びに普及促進に関す
	ること
生活環境課	環境対策及び公害防止の調査研究、企画及び調整に関すること
	公害の監視、測定、分析、規制及び苦情処理に関すること
	地質環境対策に関すること
	千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)に関すること
	騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年
	法律第64号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び環境
	基本法(平成5年法律第91号)に基づく規制に関すること
	放射線対策に係る計画に関すること
	放射線対策に係る総合調整に関すること
	その他放射線対策に関すること
	その他環境衛生対策に関すること
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
	に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【一般廃棄物処理業の
	許可に関すること】
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
	に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【一般廃棄物処理基本
	計画に関すること】
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
	に関すること(産業廃棄物の処理を除く。)【震災廃棄物処理計画
	に関すること】
	不法投棄に関すること
	土地の埋め立て、盛土及び堆積行為の規制に関すること
	一般廃棄物処理施設の整備計画に関すること
	廃棄物減量等推進審議会に関すること
土木部	
	市道の境界確定に係る用地の取得、登記及び補償並びに境界
	確定協議に関すること
土木管理課	財務省所管公共用財産に関すること
	道路に係る開発行為等の指導に関すること
	佐倉市産業廃棄物最終処分場の管理に関すること
	道路に係る災害復旧に関すること
	道路に係る直営工事に関すること
`关 py //⊬ +±===	道路照明灯の設置および維持管理に関すること
道路維持課	街灯の設置等に係る補助に関すること
	道路の標識に関すること
	交通安全施設の整備及び維持管理に関すること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
	道路側溝の新設及び維持補修に関すること
	街路樹の調査、計画及び調整に関すること
	街路樹の設計及び工事に関すること
	街路樹の維持管理に関すること
	道路の賠償責任保険に関すること
>★ 四 分升土章田	私道舗装等及び私道移管事務に関すること
道路維持課 	交通安全対策に関すること
	交通事故相談に関すること
	自動車臨時運行許可に関すること
	放置自転車等の対策に関すること
	公用使用バスに関すること
	佐倉市営自転車駐車場の管理運営に関すること
	市道(都市計画道路事業を含む。)の新設及び拡幅改良の整備
	に関すること
	橋りょうの大規模な維持補修に関すること
	国道及び県道の整備促進に関すること
	その他の道路建設等に係る調査及び計画に関すること
	電線類地中化工事に関すること
	駐車場法(昭和32年法律第106号)及び都市計画法(昭和43年
	法律第 100 号)に基づく駐車場の整備に関すること
	実施事業認可申請及び補助金交付申請に関すること
	志津霊園問題に係る債権の回収に関すること
	河川法(昭和39年法律第167号)に基づく許可及び承認に関す
	ること
	河川の整備促進に関すること
	準用河川及び調整池に関すること【優先度 A 以外の業務】
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第
治水課	57号)に基づく急傾斜地崩壊対策事業に関すること【優先度S以
	外の業務】
	都市排水路に関すること【優先度 A 以外の業務】
	都市下水路に関すること【優先度 A 以外の業務】
	佐倉市公共下水道基本計画の計画規模を上回る降雨に係る治
	水対策に関すること

	1	憂先度 D: 発災から1週間以降に着手	
者	都市部		
		都市計画法に基づく都市施設等の区域内における建築行為等	
		の許可及び指導等に関すること	
		屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び千葉県屋外広告物	
		条例(昭和 44 年千葉県条例第 5 号)に関すること	
		駐車場法に基づく路外駐車場の設置に係る届出等に関すること	
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成	
		18 年法律第 91 号) に基づく特定路外駐車場の設置に係る届出	
		等に関すること	
		公共サイン計画に関すること	
		都市計画に係る証明に関すること	
	都市計画課	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地に関する	
		権利の移転等の届出及び遊休土地に関すること	
		公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基	
		づく届出等に関すること	
		地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)に関すること	
		都市計画審議会に関すること	
		都市計画法に基づく調査及び計画に関すること	
		都市計画の決定及び変更の手続きに関すること	
		景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく都市景観の調査研	
		究、企画及び調整に関すること	
		その他都市計画の調査研究、企画及び調整に関すること	
		公園及び緑地の調査、計画及び調整に関すること	
		実施事業に係る用地取得等に関すること	
		公園清掃協力団体に関すること	
		広域公園の整備促進に関すること	
		緑化推進に関すること	
		緑の保全の計画及び調整に関すること	
		生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)に関すること	
	公園緑地課	名木、古木、樹林、草地等の保存に関すること	
		佐倉市みどりのまちづくり基金に関すること	
		花いっぱい運動の推進に関すること	
		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に関すること	
		種苗圃の維持管理に関すること	
		公益社団法人佐倉緑の基金との連絡調整に関すること	
		開発行為等に伴う協議及び指導に関すること	
ш			

建築基準法(昭和25年法律第201号)及び政令等に基づく各種申請届出等の審査及び検査に関すること

建築基準法及び政令等に基づく許可、認可、指定、承認及び認定に関すること

浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽の措置並びに 設置等の届出の受理及び通知に関すること

違反建築物等の是正指導及び措置に関すること

建築物の統計及び調査に関すること

独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に関すること

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法 律第 104 号)に基づく分別解体の届出等に関すること

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく指導、助言、指示、認定、命令等に関すること

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年 法律第 53 号)に基づく建築物に係る指導、助言、認定、命令等に 関すること

千葉県福祉のまちづくり条例に基づく請求、届出及び通知の受理並びに建築物に係る適合証の交付、勧告及び指導助言に関すること

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る計画の認定、命令等に関すること

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号) に基づく認定等に関すること

建築審査会に関すること

その他建築指導に関すること

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づく認定等に関すること

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)に基づく認可、承認、許可等に関すること

建築指導課

	優先度 D:発災から1週間以降に着手
	住宅政策の調査研究、企画及び調整に関すること
	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良住宅の認
	定に関すること
	住宅新築資金の貸付に関すること
	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく許可等に関す
住宅課	ること
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第
	52 号)に基づく認定、指導、承認等に関すること
	空き家対策の総合調整に関すること
	その他住宅に関すること
	都市計画法に基づく開発行為等に関すること
	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること
	住宅市街地基盤整備事業に関すること
	都市計画法に基づく市街化調整区域の建築許可等に関すること
	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に関すること
	中高層建築物の協議に関すること
	大規模宅地開発及びゴルフ場等の指導に関すること
	開発登録簿の閲覧及び交付に関すること
	市街地開発事業及び土地区画整理事業の調査研究、計画及び
	事業推進に関すること
	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)
	に基づく施設建設等の許可等に関すること
市街地整備課	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく建築の許可等に
	関すること
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特
	別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく建築行為の許可等に
	関すること
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に
	関する法律(平成4年法律第76号)に基づく建築行為の許可等
	に関すること
	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)に基づく建
	築行為の許可等に関すること
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成
	9年法律第49号)に基づく建築行為の許可等に関すること
	租税特別措置法に基づく低未利用土地等確認に関すること

#### 危機管理室

危機管理及び防災対策の調査研究、企画及び総合調整に関すること

地域防災計画及び業務継続計画(他の所管に係るものを除く。)に関すること

災害共済及び災害共済審査委員会に関すること

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)に 関すること

佐倉市地域防災集会施設に関すること

佐倉市民防災啓発センターに関すること

防犯及び暴力追放に関すること

市に対する暴行、威迫する言動その他の不当な手段による違法又は不当な行為の要求に係る対策に関すること

各種イベント等の安全確保にかかる指導及び支援に関すること

警察からの立会依頼に関すること

自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること

印旛利根川水防事務組合との連絡に関すること

#### 資産管理経営室

公有財産の総括管理に関すること

損害保険及び賠償責任保険に関すること

公有財産台帳の作成、整理及び保存に関すること

不用物品の処分に関すること

備品管理の総括に関すること

公有財産に係る情報収集、整理及び分析に関すること

公有財産の有効活用に関すること

建築物等の設計、施工及び定期点検に関すること【優先度A以外の業務】

指定管理者制度に係る総合調整に関すること【優先度 B 以外の業務】

#### 契約検査室

契約事務の総括に関すること

競争入札参加資格審査に関すること

指名業者選定に関すること

設計図書の指導及び調整に関すること

工事及び委託業務等の技術の調査及び指導に関すること

佐倉市公共工事設計業務検討委員会に関すること

その他検査の指導に関すること

# 会計室

小切手の振出しに関すること

有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること

決算(会計管理者の職務に属するもの)に関すること

収入証紙に関すること

例月出納検査に関すること

出納員に関すること

市税、税外収入その他の収入の審査に関すること

資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること

指定金融機関等の公金出納事務の指導及び検査に関すること

その他会計事務の審査に関すること

#### 上下水道部

条例、管理規程等に関すること
部における情報公開の総括に関すること
職員の人事、給与、服務及び研修に関すること
労働組合に関すること
事業経営の計画に関すること
予算の編成及び執行管理に関すること
企業債に関すること
資産の損害保険に関すること
資産の取得及び処分に関すること
収入支出に関する書類審査に関すること
収入支出に関する証拠書類及び帳票の整理保管に関すること
資金計画及び資金運用に関すること
決算に関すること
資産に係る会計事務に関すること
出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること
経営企画課で管理する行政財産の使用又は占用の許可、使用
(占用)料等に関すること
下水道の使用開始、中止、廃止等の届出に関すること
使用水量及び汚水量の認定に関すること
水道料金及び公共下水道使用料の減免、督促及び未納処分に
関すること
給水装置工事事業者の指定等に関すること
水道施設台帳の整備及び保管に関すること
加入負担金に関すること
給水装置台帳等の整備等に関すること
給水装置工事の設計審査及び完了検査に関すること

優先度 D: 発災から1週間以降に着手		
給排水課	水道事業に係るたな卸資産の出納及び保管に関すること	
	工事に係る道路占用(使用)許可書の管理及び更新に関すること	
	配水及び給水施設の維持管理に関すること	
	開発行為等の協議及び検査に関すること	
維持管理課	公共下水道台帳の整備及び保管に関すること	
	排水設備業者の指定等に関すること	
	工事に係る道路占用(使用)許可書の管理及び更新に関すること	
	下水道事業に係るたな卸資産の出納及び保管に関すること	
	開発行為等の協議及び検査に関すること	
	特定事業場及び除害施設からの排水の監視、指導、水質試験等	
	に関すること	
	課で管理する行政財産の使用又は占用の許可、使用(占用)料	
	等に関すること	
	水洗化の普及促進に関すること	
建設課	設計図書及び工事台帳の保管に関すること	

#### 議会事務局

文書の収受、発送及び整理に関すること

儀式及び交際に関すること

議員の身分、議員報酬、費用弁償及び諸給与に関すること

職員の身分、人事、給与、厚生及び服務に関すること

予算の経理並びに物品の購入及び出納保管に関すること

議長会及び局長会等に関すること

議員共済及び互助並びに公務災害に関すること

公用自動車の管理に関すること

議案、請願及び陳情の収受及び処理に関すること

議決及び決定事項の通知及び報告に関すること

議決証明及び会議録抜粋証明に関すること

会議録その他会議記録の調整、編さん、配布及び保管に関すること

議員の出欠席等に関すること

議場の整備及び傍聴人の取締りに関すること

議会が行う選挙に関すること

その他議事運営に関すること

法令、条例及び規則等の調査及び研究に関すること

議員提出の議案及び意見書等の立案に関すること

調査資料の作成、収集、整理及び保管に関すること

広報に関すること

議会図書室の整備及び管理に関すること

議会が行う検査及び調査に関すること

議会の資料及び要覧の編集発行に関すること

他の市議会による行政視察の受け入れに関すること

各市照会及び回答に関すること

その他調査及び統計に関すること

# 監査委員事務局

監査、検査、審査及び調査に関すること

監査委員事務局の人事及び服務に関すること

文書の発送、収受及び保管に関すること

監査委員事務局の予算及び経理に関すること

その他公印、図書及び備品の保管に関すること

#### 選挙管理委員会事務局

予算の経理及び物品の出納保管に関すること

文書の収受、発送、整理及び保存に関すること

検察審査員候補者に関すること

裁判員候補者に関すること

選挙関係の記録統計に関すること

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に関すること

選挙常時啓発及び棄権防止に関すること

明るい選挙推進協議会に関すること

#### 農業委員会事務局

企画事務に関すること

会議に関すること

予算及び支出に関すること

公示及び文書処理に関すること

公印の管守に関すること

農業及び農村振興計画の樹立及び実施の推進に関すること

農業経営の合理化及び農民生活の改善に関すること

農業生産、農業経営及び農民生活の調査研究に関すること

農業及び農民についての意見の公表及び行政庁に対する建議又はその諮問に応じての答申 に関すること

自作農維持資金及び農地取得資金の融資に関すること

広報活動に関すること

農業者年金事務に関すること

農地等の生前一括贈与と相続に伴う贈与税及び相続税の納税猶予制度事務に関すること

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に係る事務及び農用地有効利用等に関すること

農地の移動、転用及び解約事務に関すること

農地等の買収及び売渡事務に関すること

登記事務に関すること

標準小作料の決定及び契約に関すること

小作地及び小作採草放牧地等の所有状況調査に関すること

国有地管理事務に関すること

農地等交換分合事務に関すること

旧自作農創設特別措置法事務に関すること

農地調停に関すること

農業経営基盤強化促進事業による登記事務に関すること

その他農地事務の改善に関すること

	優先度 D: 発災から1週間以降に着手
教育委員会	
	規則、訓令の制定及び改廃に関すること
	教育功労者の表彰に関すること
	佐倉市奨学資金に関すること
	機構及び職員の定数に関すること
	教育委員会における労働安全衛生(他の課の所管に属するもの
	を除く。) に関すること
	学校の設置及び廃止に関すること
	学校の整備計画(他の課の所管に属するものを除く。)に関するこ
	ح ا
教育総務課	学校建築に伴う設備及び備品の整備に関すること
	学校施設台帳の整理及び保存に関すること
	教育委員会の所管に係る施策の総括に関すること
	教育計画の立案及び執行に関すること
	教育事務のための契約に関すること
	教育に係る調査及び統計(他の課の所管に属するものを除く。)
	に関すること
	学校の経理事務の指導に関すること
	学校の備品台帳の整理及び保存に関すること
	上記のほか、他の課に属さない事務に関すること
	学区審議会に関すること
一子伤味	学校教育に係る調査及び統計に関すること
	教育職員の研修に関すること
	研究指定校(他の課の所管に属するものを除く)に関すること
	学校教育の指導及び助言に関すること
	学校体育に係る調査及び企画に関すること
	学校体育に係る補助に関すること
	学校教育振興基金の管理運用に関すること
指導課	副読本の作成に関すること
	学校保健及び学校給食に係る調査、企画及び指導に関すること
	学校保健及び学校給食に係る研究指定校に関すること
	学校保健及び学校給食に係る専門的事項の指導及び助言に関
	すること
	学校保健会に関すること
	学校管理医及び学校職員の健康診断等に関すること

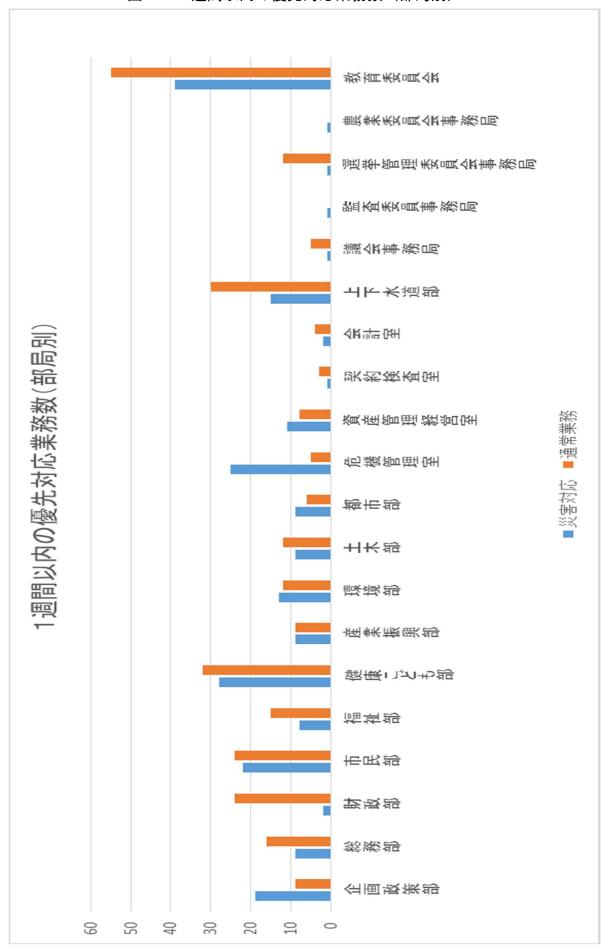
優先度 D: 発災から1週間以降に着手		
	社会教育施設の整備及び管理に関すること	
	社会教育施設に係る調査及び統計に関すること	
	社会教育の振興に関すること	
	社会教育委員に関すること	
1	社会教育計画に関すること	
社会教育課 	社会教育関係機関との連絡調整に関すること	
	社会教育関係団体の育成に関すること	
	家庭教育に関すること	
	人権教育及び人権啓発に関すること	
	青少年教育に関すること	
	芸術文化の振興に関すること【優先度S以外の業務】	
	芸術文化団体の育成に関すること【優先度A以外の業務】	
	文化施設の整備及び管理に関すること【優先度S以外の業務】	
	国際理解の促進に関すること【優先度 A 以外の業務】	
	市民音楽ホール及び美術館との連絡調整に関すること	
	文化財審議会に関すること【優先度 C 以外の業務】	
文化課	文化財保護に関すること【優先度S以外の業務】	
	文化財の指定、管理、保存及び活用に関すること【優先度S以外	
	の業務】	
	埋蔵文化財に関すること【優先度S以外の業務】	
	文化財施設の整備及び管理に関すること【優先度S以外の業務】	
	佐倉市市民文化資産の保全及び活用に関する条例(平成 14 年	
	佐倉市条例第 42 号) に関すること【優先度 C 以外の業務】	

# (3) 部局別非常時優先業務の抽出結果

部局別の非常時優先業務数は、表 5・図 7 のとおり。 1 週間以内に優先的に行う必要がある業務数を部局別にみると、教育委員会が 9 4 件、次いで健康こども部が 6 0 件と多くなっている。

表 5 非常時優先業務数(部局別)

	3時間以内	以内	1日)	以内	3日)	日以内	1週間以内	以内	小計	壶	1週間以降	以降	4	.t.
<b>π</b>	S		A		В		S	)	(一週間以内件数	(内件数)	D		Π̈́	
<del>a</del>	災害対応	州	災害対応	軍	災害対応	軍場	災害対応		災害対応	通常	災害対応	通常	災害対応	州
	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務
企画政策部	3	4	6	0	4	4	3	1	19	9	0	26	19	35
総務部	2	0	4	4	2	3	1	6	6	16	0	34	6	20
財政部	0	0	0	0	1	1	1	23	2	24	2	15	4	39
市民部	12	8	5	0	3	1	2	15	22	24	3	39	25	63
福祉部	1	2	3	10	3	2	1	1	8	15	2	44	10	29
健康こども部	11	2	8	13	6	0	3	17	28	32	0	43	28	75
産業振興部	7	9	4	2	1	0	0	1	6	9	3	17	12	26
環境部	7	0	0	3	9	2	3	4	13	12	1	30	14	42
上木部	7	1	2	4	0	3	0	4	6	12	2	37	11	49
都市部	0	1	4	3	3	0	2	2	6	9	3	67	12	73
<b>危機管理室</b>	11	2	2	3	1	0	5	0	22	5	3	12	28	17
資産管理経営室	3	2	9	2	0	3	2	1	11	8	0	6	11	17
契約検査室	0	0	0	0	1	0	0	3	1	3	0	7	1	10
分計室	0	0	0	1	0	S	2	0	2	4	_	10	3	14
上下水道部	5	6	10	10	0	2	0	6	15	30	_	37	16	67
議会事務局	0	0	_	1	0	4	0	0	_	5	0	26	-	31
監査委員事務局	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	5
選挙管理委員会事務局	0	0	1	7	0	3	0	2	1	12	0	8	1	20
農業委員会事務局	0	0	_	0	0	0	0	0	+	0	0	25	-	25
教育委員会	26	8	10	9	3	7	0	31	39	55	2	51	41	106
슈타	92	45	74	72	34	41	25	123	225	281	23	542	248	823



# 執務環境・資源

#### 1 市の課題及び対策等に関する基本的な考え方

大規模地震災害の発生を想定し、業務継続を推進するため、共通資源(庁舎、電力、情報通信等)に関する課題を明確にし、その対策等について検討することが重要になる。

本章における課題への対策については、予算措置の有無及び業務システム改善の実 現性等の問題にとらわれず、考えられる対策について記述する。

#### 2 執務環境・資源の整理

#### (1) 庁舎

#### ◆現状

震度6弱の地震動を観測した場合における各庁舎の被害想定等は、次のと おりである。

#### 〇1号館·議会棟

建築年	1971年(昭和46年)竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	実施済み
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用
庁舎被害	できる。
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

## 〇2号館

建築年	1994年(平成6年)竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
	構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐
庁舎被害	力の低下は著しくなく、人命の安全確保が図られて
	いる。

#### 〇3号館

建築年	1971年(昭和46年)竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	不要 (耐震診断の結果による)
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用
庁舎被害	できる。
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

# 〇4号館

建築年	1973年(昭和48年)竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	実施済み
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用
庁舎被害	できる。
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

# 〇社会福祉センター (災害対策本部)

建築年	1985年(昭和60年)竣工		
耐震基準	新耐震基準		
耐震補強工事	実施済み		
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用		
庁舎被害	できる。		
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。		

# 〇管理棟

建築年	1985年(昭和60年)竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	実施済み
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用
庁舎被害	できる。
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

# 〇電算棟

建築年	2013年(平成25年)竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
	構造体の補修をすることなく建築物を使用できる。
庁舎被害	人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られ
	ている。

# 〇健康管理センター

建築年	1977年(昭和52年)竣工
耐震基準	旧耐震基準
耐震補強工事	不要(耐震診断の結果による)
	構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用
庁舎被害	できる。
	人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

## 〇ミレニアムセンター佐倉 (災害対策本部代替施設)

建築年	2000年(平成12年)竣工
耐震基準	新耐震基準
耐震補強工事	不要
庁舎被害	構造体の補修をすることなく建築物を使用できる。 人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られ ている。

耐震補強工事の実施等必要な対策を講じており、各庁舎の耐震性能は確保 されていることから、発災後の使用は可能であると想定する。

なお、本計画では「震度6弱の揺れ」を前提条件としているが、平成28 年熊本地震のような、本計画の前提条件以上の大地震が発生した場合におい ては、想定外の倒壊・損壊等により庁舎が使用できなくなる可能性も考慮し ておく必要がある。

- ○発災後、迅速に庁舎の使用可否や社会福祉センター3階への災害対策本 部設置の可否を判断することは、後の災害応急対策の実施に影響を及ぼ すことから、あらかじめ地震災害発生時の応急危険度判定の実施体制を 整備する。
- ○災害対策本部を代替施設であるミレニアムセンター佐倉に設置するケースを想定し、災害対策本部設置・運営に必要となる機器、資機材、備品、消耗品等の選定・特定及びそれらの搬出入方法や調達方法等について検討するものとする。
- ○庁舎倒壊時における執務室の移転候補施設・移転先について、具体的な 検討・選定等を進める。
- ○1号館、3号館及び4号館については、竣工から50年近く経過していることから、今後、市有施設全体の利用計画を踏まえ、大規模改修の必要性等について具体的な検討を進めるものとする。

#### (2)執務室

#### ◆現状

書棚等のオフィス什器は、大きな揺れによって転倒し、職員の負傷、机上のパソコン等の破損等の原因となるほか、書類等の落下・散乱により片付けに多大な労力が必要となるおそれがある。

さらに、パソコン、コピー機等の機器が、落下したり、転倒したりして破損し、機能を失うおそれがある







### ◆今後の検討事項

職員等の安全を確保するため、次のような対策を講じるものとする。

- ○天井及び天井に設置されている設備の落下防止対策
- ○ガラスの落下・飛散防止措置の実施
- ○オフィス什器やファイル等の転倒・落下防止対策の実施
- ○オフィス什器等の配置換えの検討
- ○バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材の備蓄・確保

## (3)電力

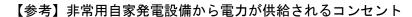
#### ◆現状

停電時における非常用自家発電設備の設置状況は、次のとおりである。

庁舎	設置場所	容量	燃料	燃料備蓄	稼働時間
1号館・議会棟 管理棟 電算棟	機械室2階 (固定式)	300KVA	軽油	730 hu	13 時間
<ul><li>2号館</li><li>3号館</li><li>4号館</li><li>社会福祉センター</li></ul>	社会福祉センター裏 (固定式)	50KVA	軽油	75 %	4 時間
健康管理センター	出入口横 (固定式)	40KVA	軽油	45 <sup>リッ</sup>	4.5 時間
ミレニアムセンター 佐倉	屋上 (固定式)	175KVA	A重油	950 <sup>リッ</sup>	15 時間

非常用自家発電設備によって発電した電力の供給先は、主として、非常用電灯、非常用コンセント、消火栓ポンプ、固定電話等であり、商用電源からの電力供給が途絶した場合、執務室内の空調設備や事務用PC等の機器の使用は著しく制限される。

また、停電が長期化する場合には、燃料の追加補給が必要となる。





(社会福祉センター中会議室)

#### ◆今後の検討事項

- ○各所属において、非常用電灯や非常用コンセントの設置場所を確認し、商 用電源からの電力供給が停止した場合に、使用できる機器と使用できない 機器を把握しておく必要がある。
- ○災害時、非常時優先業務の遂行に必要となる機器を選定し、稼働できるよう、対策を講じる。
- ○可搬型非常用発電機及び燃料の備蓄、民間企業との移動電源車等を活用した電力供給協定の締結等について引き続き進めていく。
- ※ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月内閣府(防災担当))」において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とする措置が望ましい。」とされている。このことから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼動できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましいが、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあることに留意する。

【参考】燃料等に関する災害時応援協定

協定名	締結先	締結日	備考
災害時における燃料等の供 給協力に関する協定	佐倉石油商業組合	平成 19 年 3 月 27 日	【担当】 危機管理室
電力供給停止時における浄 水場等自家発電機設備用燃 料の確保に関する協定	有限会社夏海石油	平成 29 年 3 月 28 日	【担当】 上下水道部
災害時における停電復旧の 連携等に関する基本協定	東京電力パワーグ リッド株式会社成 田支社	令和2年7月1日	【担当】 危機管理室
災害時における電動車両等 の支援に関する協定	三菱自動車工業株 式会社 千葉三菱自動車販 売株式会社	令和2年9月30日	【担当】 危機管理室

(令和2年12月1日時点)

# (4) 水

## ◆現状

## ①受水槽

設置場所	容量	停電時の使用			備考
<b>议旦</b> 物別		飲用	トイレ	消火栓	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
					【共用】
   社会福祉センター	38.0 t	可	可	可	1号館・議会棟、2
(裏)					号館、3号館、4号
					館、社会福祉センタ
					一、管理棟、電算棟
健康管理センター	10.0 +	可	ਜ	ਜ਼	
(横)	10.0 t	⊢⊔J	可	可	
ミレニアムセンター佐倉	150+	ਜ਼	ਜ	ਜ਼	
(1F駐車場内)	15.0 t	可	可	可	

#### ②高架水槽

設置場所	容量	停電時の使用			備考
<b>议旦</b> 物別	<b>台里</b>	飲用	トイレ	消火栓	/
1 号館	16.0 t	可	可	可	【共用】 1号館・議会棟、管
社会福祉センター	5.1 t	可	可	可	理棟・電算棟 【共用】 2号館、3号館、4 号館、社会福祉セン
健康管理センター (増築棟屋上)	5.0 t	可	可	可	ター

- ○発災後、庁舎内の排水管等の損壊状況や漏水の有無等を早期に点検・確認できるよう体制を整備する。
- ○平常時における1日あたりの水の使用量から推測すると、受水槽内の水は、1~2日程度で無くなる可能性があることから、災害時における水の使用方法について検討する必要がある。

#### (5)通信

#### ①電話

#### ◆現状

	回線数	主な設置場所	備考
災害時優先電話 (固定)	9 2	1号館、2号館、3号館、社会福祉センター、健康管理センター、ミレニアムセンター 佐倉、保健センター、出張所、小中学校、保育園等	_
携帯電話	138	災害対策本部、支部、避難所、 水防班等	138回線のうち、 42回線は災害時優 先電話
PHS	1 1 1	災害対策本部、支部、避難所 (小中学校)等	_

(令和2年12月1日時点)

#### ◆今後の検討事項

通信手段のうち、発災時にどれが一番つながりやすいかは、環境や被災状況によって異なり、事前に特定することは困難である。このため、電話等通信手段の多重化・多様化を図る。

### 〇災害時優先電話 (固定)

各所属内で災害時優先電話となっている電話機や回線を確認し、接続 方法や使用方法等を確認する。

なお、災害時優先電話の使用については、次の点に注意する。

- 発信にのみ使用し、着信には使用しない。
- 発信に使用することから、その番号を外部へ公表しない。

#### 〇携帯電話

停電に備え、定期的な充電(月1回程度)を心掛ける。

また、携帯電話本体に加え、充電池や充電器を定期的に点検し、必要に応じ、メンテナンスを行う。

#### OPHS

近年、携帯電話等通信事業者において、PHS 事業は縮小・廃止傾向にあることから、これに代わる通信手段(衛星携帯電話等)について、調査・研究を進める。

### ②防災行政無線 (移動系)

#### ◆現状

防災行政無線(移動系)は、市役所(災害対策本部)、支部、指定避難所等及び災害現場との通信の確保を目的に整備されており、その設置状況については、次のとおりである。

局名    局数		設置・保管場所		
基地局 (統制局設備)	1 局	社会福祉センター (中会議室)		
半固定局	59局	災害対策本部、支部、指定避難所等		
車載型移動局	15局	庁用車		
携帯型移動局	36局	危機管理室		
合計	111局			

(令和2年12月1日時点)

基地局(1局)、半固定局(災害対策本部用3局)及び携帯型移動局(36局)については、専用の非常用発電機を設置しており、停電時においても電力供給を受けることができる。

車載型移動局(15局)は、庁用車バッテリーからの電力供給により使用することができる。

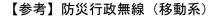
設置場所	燃料	燃料備蓄	稼働時間	備考
社会福祉センター横	事本 沙中	196 <sup>ŋ</sup> ッ	70 吐明	非常用コンセントへの
(固定式)	軽油	196 են	72 時間	電力供給可能

【参考】防災行政無線 (移動系) の非常用発電機

基地局(統制局設備)は、UPS (無停電電源装置)が設置されており、 半固定局、車載型移動局及び携帯型移動局については、内臓蓄電池により「送信1分、受信1分待受け18分」の動作条件で、20時間以上使用が可能である。

なお、機器の故障等の緊急時について、保守点検業者と24時間対応ができる体制をとっている。

- ○職員は、毎年実施している非常登庁訓練(情報伝達訓練)や通常業務での 使用等により、防災行政無線(移動系)の操作をさらに習熟する必要があ る。
- ○商用電源からの電力供給停止が20時間を超過する場合、災害対策本部以外の半固定局(56局)は、可搬型自家発電機等に接続しなければ通信不能となる可能性があることに注意する必要がある。





(半固定局)



(携帯型移動局)

### ③防災行政無線(同報系)

#### ◆現状

災害時の有線電話の途絶等における各種情報の住民等への伝達を速やかに行うことを目的とし、防災行政無線(同報系)の整備・充実を図っているところである。

また、防災行政無線(同報系)は音声による情報伝達であることから、放送内容が聞こえない、または聞き取りにくい地域等への対策として、防災行政無線テレフォンサービスや佐倉市メール配信サービスを実施している。

【参考】防災行政無線(同報系)の整備状況

名称	数量	設置場所
基地局	1 局	1号館屋上
操作卓	1卓	防災無線放送室(社会福祉センター3階)
遠隔操作卓	1卓	佐倉市八街市酒々井町消防本部
子局	155局	指定緊急避難場所、公園等

(令和2年12月1日時点)

### ◆今後の検討事項

○現在、自治会・町内会等に貸与している防災ラジオは、アナログ方式であり、デジタル方式には対応していないことから、これに代わる手段等について、調査・研究を進めるものとする。

### ④情報システム

#### ◆現状

現在、全ての所属で情報システムが利用されており、非常時優先業務を実施するうえで、情報システムの防災対策が不可欠である。

このことから、本市では、「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画 (BCP) 策定に関するガイドライン (総務省)」に基づき、「佐倉市 ICT 部門の業務継続計画 < 初動版 > 」を策定している。

【参考】主な情報システムとバックアップ方法

システム	利用目的	バックアップ方法	備考
佐倉市仮想基盤	イントラネット、フ	<ul><li>・電子データ(日次)</li></ul>	遠隔保管あり
佐倉市庁内 LAN	アイルサーバ等		
	住民情報、外国人登		
ADWORLD	録、国民健康保険情	ラフゴ カ(ロ外)	<b>油原担禁ま</b> り
(住民情報システム)	報、税情報、福祉情	・電子データ(日次)	遠隔保管あり
	報等		
佐倉市公式ウェブサイト	市の情報発信等	・電子データ(日次)	遠隔保管あり
FAST	重要な契約・支払い	・電子データ(日次)	遠隔保管あり
(財務会計システム)	等の記録の情報等	・紙(作成時)	迷惘休音のり
A 学 A 学 A 引 ミ / フ ニ )	重要な契約・支払い	<ul><li>電子データ(日次)</li></ul>	<b>き</b> 唇伊笠まり
公営企業会計システム	等の記録の情報等	・紙(作成時)	遠隔保管あり
人事給与・庶務事務システム	職員の安否確認等	・電子データ(日次)	遠隔保管あり
文書管理システム	意思決定の記録等	・電子データ(日次)	遠隔保管あり

(令和2年12月1日時点)

- ○「佐倉市 ICT 部門における業務継続計画<初動版>」に基づき、災害時における非常時優先業務の実施に必要な情報システムの稼働を確保するためのバックアップ体制及びリストア体制を整備する。
- ○各所属において、停電や庁内 LAN 設備の被災等により情報システムが稼働できない場合を想定し、紙媒体を中心とした手作業による業務継続方法について検討する。

#### (6) 飲用水・食料・携帯トイレ等の備蓄

#### ◆現状

市として、職員専用の飲用水や食料、携帯トイレ等の備蓄は行っていない。このため、特に発災直後の混乱期においては、職員用物資等を確保しようとしても、災害応援協定締結企業等外部から迅速に救援物資を調達することは困難となることが予想される。また、災害応援協定締結企業や道路等交通網の被災状況等によっては、物流そのものが長期間途絶えることも想定される。

- ○職員個人が、職場のロッカー等に食料や携帯トイレ、常備薬等を最低3日 分用意しておくことや、自宅に夜間・休日における参集時用として(家庭 用とは区別して)、必要な物資等を備蓄しておくことを奨励する。
- ○大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、災害対応業務の継続のため、職員を対象とした、飲用水、食料(アルファ化米等主食)、携帯トイレの備蓄について検討を行う。なお、備蓄物資等の検討をする際には、女性職員や障害を持つ職員等の意見を取り入れるものとする。
- ○携帯トイレに関して、使用済み便袋の臭気対策や保管場所、処分方法等に ついて検討する。

# 第5章

# 業務継続体制の継続的な改善

業務継続計画は、いったん策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

#### 1 各所属における教育の実施

発災時に的確に業務の継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各部局が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者 意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。

このことから、業務継続計画の内容の定着を図るため、各所属においては、次のことに取り組むこととする。

- ○本計画に基づき、災害時における応急対策活動マニュアル等を作成する。
- ○佐倉市災害対策本部職員配備表、非常登庁配備名簿等により、災害配備体制を年 度初めに必ず確認する。
- ○勤務時間外の連絡方法について、緊急連絡網等を整備する。
- ○通信手段が確保できない状況に備え、災害用伝言ダイヤルや SNS (Social Networking Service) 等を活用した職員の安否確認方法を整備する。

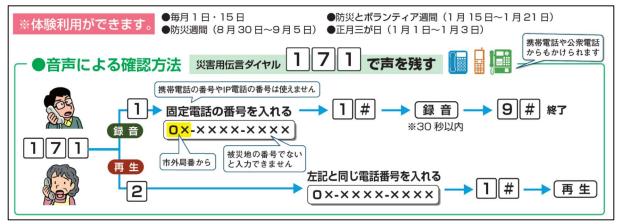


図8 災害用伝言ダイヤルを活用した安否確認

- ※「録音」及び「再生」は、固定電話からだけでなく、携帯電話や公衆電話からも可能です。
- ※ 職員が「固定電話の番号」に各所属直通の電話番号を入力し、自身の安否情報や即時参集 の可否について録音・登録することで、職員の安否確認方法として活用することもできます。

# 2 訓練の実施

職員の防災意識の高揚、災害対応能力の向上、防災・災害時の応急対策上の問題点の抽出等を目的とし、次のような訓練を実施するものとする。

表6 訓練の例

種類 種類	業務継続に資する観点				
•	安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する				
	曜日・時間帯を様々な条件で実施する。				
職員の安否確認訓練   ●	抜き打ちで実施する。				
北常参集訓練	災害用伝言ダイヤル171やweb171を利用する(毎				
作用 <b>少</b> 果训除	月1日、15日や防災週間等に体験が可能)。				
•	近隣の職員の徒歩登庁訓練や徒歩帰宅訓練を実施す				
	る。				
•	施設外等への職員の避難や来庁者等の避難誘導を実施				
避難訓練	する。				
消防訓練 ●	火災の発生を想定し、初期消火活動や 119 番通報を実				
	施する。				
•	本来の要員が一定割合しか参集できていない状況を想				
	定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。				
災害対策本部の設 置・運営等訓練	本部長、副本部長が参集できない状況を想定し、代行				
直・連呂寺訓練	者が指揮を執る。				
•	代替庁舎に本部を設置する。				
桂却仁法訓練	防災行政無線(移動系)等通信機器の操作を習熟する。				
情報伝達訓練 初動対応訓練	被害情報等の収集・とりまとめ・伝達方法等について				
7月到7月心訓練	確認する。				
非常用発電機の稼働	単純な稼働訓練にとどまらず、外部関係者(保守業務				
非吊用無电機の修働	委託業者等)と実際に連絡が必要となる状況を取り入				
司术宋	れる。				
非常時優先業務等の	参集できない職員の発生を想定し、限られた人員で実				
7, 11 22, 2,11,0,1	施する。				
実施訓練	停電や通信手段の途絶を想定する。				

#### 3 業務継続計画の見直し

本計画は、想定される地震災害に関する一定の前提条件を踏まえて、検討・策定したものである。このため、今後の前提条件変更や、上位・関連計画の変更にあわせて随時見直し、常に最新の状態を保つこととする。

同時に、訓練や実際の災害対応の経験等を通じて、計画の実効性等を点検し、把握 された問題点や教訓等に基づいて、計画の見直しを行っていくことで、計画の実効性 を高めていくことが重要となる。

このことから、本計画について PDCA サイクルに基づく継続的な改善を推進する ことにより、災害対策の迅速かつ的確な推進及び業務継続力の向上を図るものとする。

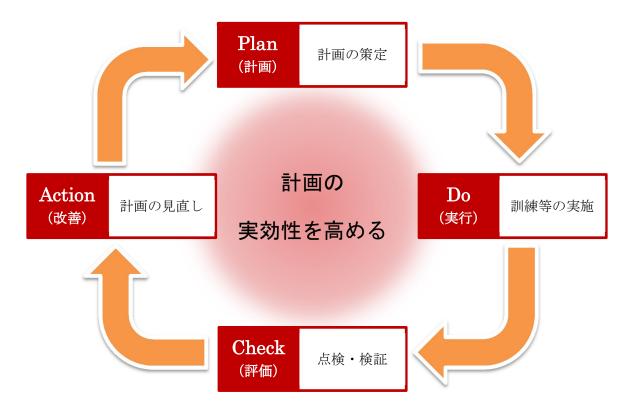


図9 業務継続計画における継続的な改善のイメージ

# 佐倉市業務継続計画【震災編】

策定: 平成 30 年 3 月 改定: 令和 3 年 1 月

編集:佐倉市 危機管理室

電話:043-484-6131 (直通)